

京都市勧業館指定管理者募集要項

京都市勧業館（以下「施設」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成するとともに、岡崎地域の活性化や施設の魅力向上等に寄与する取組を企画・実施することができる指定管理者を募集します。

【基本となる指針】

施設の指定管理者には、京都市（以下「本市」という。）との十分な連携の下、以下の事項を踏まえ、展示場の適切な運営により収益を確保することはもとより、伝統産業をはじめとする本市の産業の振興、岡崎地域の活性化の取組等を通じて、高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給することを求めます。

- ① 施設は、昭和12年の旧館建設以来、伝統産業を中心とした展示会、見本市の会場として活用され、京都における中核的なイベント拠点として広く産業界及び市民に親しまれてきました。現在の施設は、岡崎公園の文化的再整備にふさわしい施設となるよう、旧伝統産業会館と一体化し、展示会やイベントを中心とした多様な産業活動に対応できる総合的な産業振興施設として平成8年に竣工したものです。
- ② 竣工後現在に至るまで、施設は常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）（以下「ミュージアム」という。）、日図デザイン博物館が併設された京都の産業、観光、文化の一大拠点として、また様々な地域との交流事業を通して、多彩な文化・交流施設が集積する岡崎地域と共に歩んできました。
- ③ 平成23年3月に策定された「岡崎地域活性化ビジョン」において、施設は岡崎地域のMICE※拠点としての機能強化の中で、国際的なイベント・展示会の誘致促進や、ミュージアムの積極的な活用・PR、二条通沿いのオープンスペース活用等による賑わい空間の創出といった新たな役割を求められるなど、時代の変遷の中で進化し、京都市の発展に貢献していくことが期待されています。
※MICE（マイス）／Meeting（企業のミーティング等）、Incentive（企業の報奨・研修旅行等）、Convention（国際会議、学会等）、Event／Exhibition（イベント、見本市等）の総称。
- ④ 今後、2025年開催の大阪・関西万博や2027年開催のワールドマスターズゲームズ関西等の関西圏で行われる大型催事を好機と捉え、積極的な関連イベントの誘致、更なる伝統産業の魅力発信、岡崎地域の賑わい創出、活性化など、国内外を問わず京都にも足を運んでいただく方の増加に向けての取り組みが求められます。

1 申請の資格

申請できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行う上で人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する者とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
- ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税（本市に事業所がある場合）
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料（本市に事業所がある場合）
- (6) 次に掲げる団体でないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である団体
 - ウ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
 - エ その他指定管理者としてふさわしくない団体
- (7) 複数の団体が構成するグループで応募する際には、全ての構成団体が応募資格を満たしていること。

2 施設及び業務の概要

(1) 施設の概要

名 称	京都市勧業館
所 在 地	京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
敷 地 面 積	20,364㎡
延べ床面積	38,524㎡
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下3階地上4階建て
施設の主な内容 (現状)	第1展示場（1,480㎡、収容人員約1,500人） 第2展示場（3,800㎡、収容人員約3,600人） 第3展示場（4,000㎡（無柱）、収容人員約5,000人） 特別展示場（483㎡）、会議室（4室）、工芸実技室、 常設展示場（ミュージアム（2,000㎡）） 一般駐車場（163台収容） 指定管理者が行う事業に供する施設（レストラン）

これまでの利用状況

施設（単位）	令和5年度	令和4年度	令和3年度	（参考） 令和元年度
第1展示場（利用件数）	96	90	63	107
第2展示場（利用件数）	127	147	116	145
第3展示場（利用件数）	82	88	69	90
特別展示場（利用件数）	110	111	76	99
特別展示場（美術工芸ギャラリー） （利用件数）	406	425	310	445
大会議室（利用件数）	402	322	230	420
第1会議室（利用件数）	460	357	226	432
第2会議室（利用件数）	444	336	231	417
第3会議室（利用件数）	431	366	252	435
工芸実技室（利用件数）	448	375	301	401
駐車場（売上げ、円）	72,102,544	76,412,112	60,427,974	74,970,372
ミュージアム入場者数（人） （うち有料エリア入場者数）	149,465 (25,342)	117,371	72,558	71,104※ ¹
ミュージアム観覧料収入（円）※ ²	7,217,900			

※1 改修工事のため10月1日から3月13日まで休館

※2 令和5年9月1日より観覧料を設定

（2）業務の概要

指定管理者は、京都市勧業館条例（以下「施設条例」という。）及び同条例施行規則（以下「施設条例施行規則」という。）に基づき、以下に掲げる、施設（ミュージアム含む）の運営及び維持管理並びに伝統産業をはじめとする本市産業の振興及び発展に資する事業を実施することとします。業務の実施に当たっては、利用料金制による効果的かつ効率的な運営の下、関係機関との緊密な連携を図るとともに、本市と十分な協議を行うこととします。

＜具体的な業務の内容＞

- ア 施設の利用許可に関すること。
- イ 施設の利用料金の徴収に関すること。
- ウ 施設の設置目的に従った利用に供すること。
- エ 施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。
- オ 施設を活用した京都の産業振興に係る事業に関すること。
- カ ミュージアムの管理運営及びミュージアムを活用した京都の伝統産業の振興に係る事業に関すること。
- キ ミュージアムの観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）の徴収に関すること
- ク ミュージアムの観覧料等収入を以って充てる次に掲げる事業に関すること
 - a ミュージアムの展示品及び収蔵品の入替、修繕及び新調
 - b 職人実演の実施
 - c 伝統産業の振興に資するワークショップ、企画展示、その他普及啓発活動
 - d その他本市と協議のうえ実施するミュージアムの機能向上を目的とした取組
- ケ その他京都市長（以下「市長」という。）が必要と認める業務に関すること。

3 運営に係る基本的事項（指定管理者が遵守する事項）

（1）基本的事項

ア 開館時間、休館日等

施設条例及び施設条例施行規則に規定するとおりとします。

イ 利用制限の基準

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができることとします。

（ア）他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

（イ）管理上支障があるとき。

ウ 利用料金

施設条例及び施設条例施行規則に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。利用料金、観覧料等は指定管理者の収入とし、その範囲で、施設（共有部分を含む。）の管理及び2（2）の業務に係る費用を支出することとし、収支計画書に収入及び支出を計上することとします。

なお、指定管理者は、各施設使用者と協議のうえ、共有部分の管理運営に係る費用を請求することができます。

また、施設では、敷地の一部において、急速充電器によるEV充電サービス（有料）を令和6年度から提供しています。指定管理者は、充電サービス実施事業者と協力・連携していただくこととなります。（詳細は、別紙1参照）

エ 管理人数

申請者によって適切な管理人数を判断し、提案することとします。

オ 指定管理者の行う事業

指定管理者は次の事業を実施し、収支計画書にその事業に係る収入及び支出を計上することとします。

<ミュージアムの運営及び各種伝統産業振興事業>

ミュージアムを管理運営し、京都の伝統産業の振興を図るとともに、隣接する中庭（通称：光庭）等を含めて施設を有効に活用しミュージアム入館者数の増加、伝統産業業界全体の振興につながる事業を行うこととします。

ミュージアムは、令和5年9月から観覧料等を徴収しています。必要経費を差し引いた観覧料等収入は、伝統産業振興に活用することとします。

① 管理運営業務に含まれること

- ・京都の伝統産業品の展示及び紹介・解説業務に関すること
- ・常設展示及びギャラリーの催事に関すること
- ・京都の伝統産業の普及啓発（体験等）に関すること
- ・京都の伝統産業品の情報発信に関すること
- ・本市の所有する収蔵品（別紙2参照）の保管・管理等に関すること
- ・広報宣伝及び広聴に関すること
- ・観覧料等の徴収に関すること
- ・その他、ミュージアムの管理運営に関し、本市が必要と認めること

② 伝統産業業界全体の振興につながる事業として実施を想定している内容

ミュージアムを核として、観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、工房訪問や実演・ワークショップ等、職人と実際に触れ合える機会の創出など、伝統産業の更なる活性化を推進すること。

なお、事業の実施に当たっては、公益財団法人京都伝統産業交流センターや地方独立行政法人京都市産業技術研究所等と連携し、伝統産業業界全体の振興につながる取組を行うこと。

・異業種交流・情報交流の促進

伝統産業の技術や素材を活用した他業種との連携の強化を行うなど、伝統産業事業者の異業種間交流を促進させること

・伝統産業の新たな魅力の発信及び購入意欲の醸成

様々なテーマによる特別展や、現代のライフスタイルにマッチした新商品の展示、職人の実演やワークショップの実施など、魅力発信及び購入意欲の醸成に努めること。

(参考) 現運営者による実施事業について (一例)

【MATERIAL LIBRARY の運営】(URL: <https://material-lib.com/>)

伝統産業にまつわる素材や技術を展示し、建築やデザインなどのクリエイティブと積極的な交流が生まれる場を作る役割を果たしています。



【京都工房コンシェルジュの実施】(URL: <https://www.kyotoartisans.jp/>)

京都を訪れる方により深く伝統産業の魅力を知っていただき、伝統産業品の購入につなげる取組として、工房訪問を希望する方と工房とをマッチングする事業を実施しています。



【MOCAD ONLINE SHOP の運営】(URL: <https://mocad-shop.com/>)

本市指定の伝統産業品を取り扱うオンラインショッピングサイトを実施しています。ミュージアムで実施した企画展に関連する商品を販売するなど、ミュージアムと一体的に運営しています。令和6年3月31日現在で、244事業者、2,900点の作品を取り扱っています。



【職人実演及びワークショップの実施】

ミュージアム内において、伝統産業に携わる職人による実演やスタッフがレクチャーして行う簡易な伝統産業のワークショップを令和5年9月以降は毎日実施しています。



【企画展の実施】

ミュージアム内において、京都の伝統産業に関する企画展を定期的の実施しています。

- ・令和5年度：35件
- ・令和4年度：41件
- ・令和3年度：32件



カ 自主事業等

指定管理者は、上記の事業以外に、「本市の産業振興、岡崎地域の活性化、施設の魅力向上等に係る独自事業」として、施設の設置目的である産業の振興及び発展に資する事業や利用者の利便性向上、食の提供（レストランなど）やイベントの開催などの地域の活性化に寄与する事業、施設全体の有効活用などの京都市勧業館の魅力向上に資する事業、岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた連携策等を、市長の承認を得たうえで、積極的に実施してください。

当該自主事業を実施する場合は、収支計画書にその事業に係る収入及び支出を計上することとします。

なお、事業の実施に当たっては、行政財産の目的外使用に係る使用料の支払が必要となる場合があります。

（参考）現運営者による実施事業について（一例）

【ミュージアムショップの運営】

ミュージアム内に京都の伝統産業品、雑貨やアクセサリ等の販売を行うショップを設置しています。ミュージアムで実施した企画展に関連する商品を販売するなど、ミュージアムと一体的に運営しています。



【レストラン事業の実施】

館内1階西側のレストランスペースにおいて、京野菜などの地産食材を使った料理、テラス席においてBBQを提供するカフェレストラン「GRILL TERRACE ABURU（グリルテラスアブル）」の運営を別事業者へ委託して行っています。



【「岡崎マルシェ」の開催】

屋外正面広場等において、手作りの雑貨、焼き菓子やパンなどのブース出店（2日間で170ブース）やキッチンカーの出店（2日間で8台）のほか、音楽ライブ（2日間で8アーティスト）も実施する、岡崎地域の賑わい創出等を目的とした「岡崎マルシェ」を開催。



【参考】

使用料については、固定資産評価額等を基に算出するため、年度毎に異なります。

算定方法については、以下のHPを御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000210058.html>

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）を予定しています。

(3) 仮の協定書の締結

審査を行い、指定管理者の候補となる者（以下「指定候補者」という。）を選定した後に、管理方法の詳細について定めた仮の協定書を締結することとします。

(4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託の取扱いについては、協定書で定めます。

(5) 指定管理者の収入

施設の利用料金、ミュージアムの観覧料等、指定管理者の行う自主事業による収益を指定管理者の収入とします。なお、施設の行政財産の目的外使用に係る使用料は、本市の歳入として取り扱うこととし、指定管理者の収入とはなりません。

(6) 本市への施設負担金の納付

施設の管理には利用料金制を導入しますので、指定管理者は収受した利用料金収入等により管理運営経費を賄っていただくこととなりますが、収入額のうち一定額を本市に納付（以下「施設負担金」という。）することとします。

なお、この施設負担金は、指定期間中で概ね3億8千万円を本市の希望額としますが、施設負担金額及び指定期間中における支払計画については、各申請者において申請時に具体的な金額と内容の提案をすることとします。

納付方法等の手続については、本市と指定管理者の間で締結する協定により定めることとします。

(7) 納税義務

指定管理者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認してください。

(8) 施設の修繕

原則として以下のとおりとし、詳細についてはその都度協議することとします。

ア 指定管理者の負担で行うもの

(ア) 施設の維持管理に必要な小規模修繕

(イ) 指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの

イ 本市の負担で行うもの

(ア) 大規模修繕及び改築で、指定管理者の責めに帰すと認められないもの

(イ) 自然災害によるもの

(ウ) 建物の構造に起因するもの

(9) 施設の改修

施設の改修が必要な場合は、本市と協議のうえ、必要な協力を行うものとします。

(10) 清掃業務に関する事項

施設及び敷地内について細やかな日常清掃（原則として勸業館の休館日を除く毎日）、定期清掃（日常清掃では対応しきれない箇所や汚れについての清掃）及び埃塵処理業務を行うことにより、常に清潔を保ち環境衛生に留意し、利用者が快適な状態で過ごせるような環境を維持することとします。

(11) 保安警備業務に関する事項

次のとおり、勸業館内の財産、人命の保護、火災、盗難、破壊、不法行為等を予防し、施設の安全を保持することとします。

ア 警備業務内容

(ア) 警備室（防災センターを含む）

防災センター内の各種警報、入館者記録、鍵の保管管理等

(イ) 通用出入口（受付カウンター）

展示場、会議室等利用責任者の入退館管理と鍵の收受・管理（各展示場、会議室等の利用後の確認を含む）等

(ウ) 駐車場（地下駐車場、1階荷捌用駐車場）

駐車場の監視、混雑時の交通誘導、駐車料金の回収等

(エ) 巡回業務

館内、館外の定期的な巡回点検と施錠、消灯等の確認

(オ) その他

緊急事態時の処置及び関係者への連絡等

イ 人員配置

24時間常駐警備とし、警備業務に必要な人員配置とすることとします。

(12) 施設の維持及び安全管理に関する業務

次に掲げる施設の保守管理、安全点検、衛生管理などは指定管理者の責任とします。指定管理者は関係法規などを遵守し、資格を有する者を雇用するか、又は再委託先の選定基準として考慮するなど、施設の安全管理には万全を期さなければならないものとします。

ア 防火管理者の選任

施設の防火管理について、必要な免許を有した者を選任し、所管する官公署に届け出るものとします。

イ 建築物の保守管理

勸業館の建物、構造について常に点検を行い、機能、外観を維持することとします。

(ア) 日常点検

(イ) 施設の使用前後点検

ウ 設備の保守管理

日常管理業務に加えて法定点検、定期点検等を行い、施設の運営に必要な性能を維持することとします。

(ア) 日常管理業務

空調設備、給排水衛生設備、受変電設備、電気自動車用充電設備等及び建物に付属する諸設備の運転管理及び保守業務

(イ) 法定・定期点検等

設備ごとに必要な法定点検・定期点検等整備を実施し、施設の機能を常に良好に保ち、法令基準等を達成することとします。必要に応じ、官公署へ報告することとします。

(ウ) 人員配置

設備の維持管理に必要な次の資格を有する技術者を常時配置し、必要な場合は所管する官公署に届け出なければなりません。

- ① 第三種電気主任技術者
- ② 建築物環境衛生管理技術者
- ③ 第一種又は第二種電気工事士
- ④ 乙種第4類危険物取扱者
- ⑤ 消防設備士

⑥ ボイラー技士

⑦ その他業務を遂行するのに必要な資格

エ 危機管理対応

(ア) 災害時等の対応

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態において、遅滞なく適切な措置を講じた上、京都市をはじめ関係機関に通報するとともに、京都市の応急対策に準じた対応を行うこととします。

(イ) 危機管理

指定管理者は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時等の対応について随時訓練を行うこととします。

(13) 個人情報の取扱いに関する事項

指定管理者は、京都市個人情報保護条例の適用を受けますので、管理運営上、知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、業務の目的の範囲を越えて利用若しくは提供し、又は自己の利益のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

(14) 帳簿等の保存年限

指定管理者として作成した帳簿等の書類については、その帳簿閉鎖の時から5年間保存するものとします。

(15) 物品の貸与及び管理

ア 物品の貸与等

(ア) 本市が貸与する物品

本市が指定管理者に別紙2及び別紙3にある物品（以下「貸与物品」という。）を無償で貸し付けます。

(イ) 指定管理者が準備すべき物品

貸与物品以外で施設管理に必要な物品については、指定管理者が準備することとします。

イ 物品の管理

(ア) 指定管理者は、貸与物品とその他の物品を明瞭に区分して整理することとします。

(イ) 指定管理者は、京都市物品会計規則に定めるところにより、貸与物品を保管及び使用することとします。

(ウ) 指定管理者は、貸与物品が不用になったときは、当該物品を本市の指示に従い返納することとします。

(エ) 貸与物品に破損、滅失（盗難を含む）、不具合等が生じた場合には、指定管理者は速やかに事故報告書を本市に提出し、本市の指示に従い原状に回復し、又はその損害を賠償することとします。

ウ 消耗品

施設の運営に支障を来たさないように必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこととし、不具合が生じたものについては随時更新することとします。

(16) リスクの負担区分

施設の管理運営に際し予測されるリスクについて、本市と指定管理者との負担区分は概ね次のとおりとし、協定書を締結する段階で双方協議のうえ詳細を定めることとします。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		本市	指 定 管理者
法令の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	本市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	物価上昇その他本市以外の要因によるもの		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	(そのつど協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	本市の都合によるもの	○	
第三者への 損害・傷害	業務の執行に伴うもの	○	○(注)
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設及び設備等 の修繕	施設の維持管理に必要な小規模修繕		○
	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模修繕	○	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	上記以外	(そのつど協議)	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外	○	

注 本市が賠償した場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、求償することができる。

(17) 法令等の遵守

業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、手続条例、施設条例、施設条例施行規則、労働基準法等の労働法令その他の関係法令等を遵守してください。

また、本件の指定管理者となった場合、指定管理協定締結後、京都市公契約基本条例第12条の「労働関係法令遵守状況報告書」を提出していただく必要があります（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください。）。

(18) 各種報告書の提出

手続条例第8条に規定する事業報告書のほかに、事業計画書及び次の事項について記載された報告書を作成し、本市に提出することとします。

ア 施設運営業務の実施状況及び利用状況

イ 施設運営に係る経費の収支状況

ウ 常設展示場の観覧料等収入、観覧料等収入を原資とした展示及び機能の充実内容並びにそれらに要した経費の内訳

エ その他運営の実態を把握するために必要な事項

(19) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために本市が行う指示に従わないとき、その他市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

4 選定の手順

- (1) 募集要項の配布 令和6年7月5日(金) から
↓
(2) 現地説明会(希望者のみ) 令和6年7月16日(火)
※日程は別紙4「現地説明会日程表」を参照してください。
↓
(3) 質疑の受付 令和6年7月19日(金) から同月26日(金) まで
↓
(4) 質疑の回答 令和6年7月31日(水)
↓
(5) 申請の受付 令和6年8月16日(金) から同月22日(木) まで
↓
(6) 審査書類の点検 令和6年8月26日(月) から
※必要に応じてヒアリング及び実地調査を実施する場合があります。
↓
(7) 選定委員会の意見聴取 令和6年8月下旬から9月中旬頃
※必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合があります。
↓
(8) 指定候補者の選定 令和6年9月中旬から9月下旬頃

5 申請手続

- (1) 申請方法
- ア 提出書類
「提出書類一覧」(別紙5) のとおり
- イ 提出期間
令和6年8月16日(金) から同年8月22日(木) まで(土日祝日は除く。)
受付時間は午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法
持参に限ります。
※提出書類の確認を行う必要がありますので、来庁される際は、必ず事前に連絡してください。
- エ 提出場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当: 中村、大江
電話 075-222-3337 (直通)
- オ その他
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (2) 質疑及び回答
この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。
- ア 質疑者の資格
本要項中「1 申請資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔に まとめ、文書をお持ちい ただくか、郵送していた だくか、電子メールにて お送りください。	受付期間 令和6年7月19日（金）から同月26日（金）まで 午前9時から午後5時まで ※郵送の場合 7月26日（金）必着 ※電子メールの場合 受付期間内に京都市が受信したもの 以外は無効。 <u>上記期間以外は、質問を受け付けません。</u>
	受付場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市 産業観光局 クリエイティブ産業振興室 メールアドレス densan@city.kyoto.lg.jp

ウ 回答

回答は、令和6年7月31日（水）に文書又は電子メールにて送付します（受領後、その旨を電話連絡又は返信してください。）。

なお、質疑回答書は、上記受付場所で、令和6年8月16日（金）から希望者に配布するとともに、京都市クリエイティブ産業振興室のホームページ上にも掲載します。

（3）関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

（4）追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（5）ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、申請書類の提出後に、申請者に対してヒアリング及び実地調査を実施する場合があります。

（6）プレゼンテーションの実施

指定候補者の選定に当たっては、必要に応じて本市が設ける選定委員会においてプレゼンテーションの機会を設ける場合があります。日時及び場所については、別途本市から指定します。

（7）申請者が運営する類似施設等の実地調査

本市が必要と認める場合は、申請者が運営する類似施設等の実地調査を行います。

（8）申請書類の無償使用

本市は、指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を許可なく無償で使用する事ができるものとします。

なお、申請書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

（9）費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

（10）資料等の取扱い

本市が提供する資料及び質問に対する回答内容は、申請にかかわる検討以外の目的で使用する事を禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

6 指定候補者の選定

(1) 指定候補者の選定方法

指定候補者は、選定委員会の選定に基づき、市長が決定します。選定に当たっての主な審査項目は別紙6「京都市勧業館指定候補者審査項目及び選定基準」のとおりです。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

京都市勧業館は、MICE拠点としての機能強化の他、文化・交流拠点としての機能強化、岡崎地域にある他施設との連携等、岡崎地域の更なる発展に貢献していく必要があります。

また、今後は大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ関西等の国際的な大型催事の開催等により、国内外を問わず、岡崎地域を訪れる方が増加することが見込まれることから、これまで以上に伝統産業の魅力発信、岡崎地域の活性化、施設の魅力向上等の積極的な取組も必要です。

これらを踏まえ、今回の募集では、ミュージアムの管理・運営（伝統産業の振興に資する取組）、岡崎地域の活性化や施設の魅力向上等に資する自主事業の企画内容等を重点的に審査します。

(2) 審査結果

指定候補者の選定は、令和6年9月中旬～9月下旬頃の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概要（経過、申請者名等）、選定した指定候補者名及び審査内容の概要を公表します。

(4) 仮協定の締結

指定候補者の選定後、仮の協定を締結します。

なお、仮の協定書は京都市会（以下「市会」という。）の議決（（5）参照）後、本協定書となります。

(5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を市会に付議し、議決を得る必要があります。ただし、市会の議決を得るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、市会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が施設の運営事業の実施を準備するために支出した費用、アイデアやノウハウ等の対価については、一切補償しませんので御了承ください。

市会の議決が得られましたら、本協定を締結します。

7 要項の遵守

指定候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

8 留意事項

選定委員会の委員に対して、本件についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

9 問い合わせ先

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当：中村、大江

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3337 FAX 075-222-3331

メールアドレス densan@city.kyoto.lg.jp

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業について

京都市では、脱炭素社会の実現に向け、化石燃料を使用する自動車に依存しない生活や社会・経済活動に転換していくことを目指して、電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及と利用環境の整備の促進を図っています。

京都市勧業館「みやこめっせ」の敷地の一部において、急速充電器によるEV充電サービス（有料）を提供するため、令和6年3月に公募型プロポーザル方式で実施事業者の選定を行い、令和6年4月より、本サービスの提供を行っています。

指定管理者においては、以下のとおり実施事業者と協力・連携していただく必要があります。

1 事業の概要

(1) 実施事業者

株式会社パワーエックス（東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウンタワー43階）

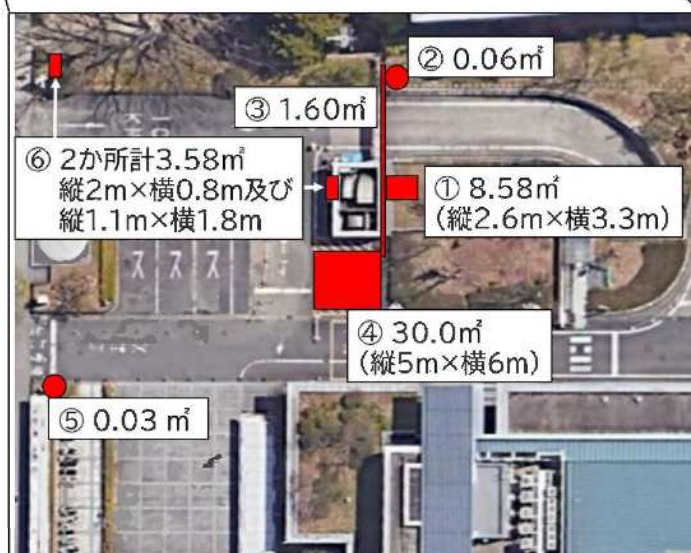
(2) 事業実施期間

令和6年4月1日～令和14年3月31日（8年間）

(3) 設置機器等及び配置図



	設置機器等	面積 (㎡)
①	キュービクル、蓄電池等	8.58
②	引込柱、引込盤、計測器	0.06
③	配線・配管	1.60
④	充電スペース	30.0
⑤	防犯カメラ、その他機器	0.03
⑥	看板、案内板	3.58 (表示面積)
	計	40.27 13.58



- (4) 充電サービスの利用可能時間
24時間（完全予約制）
ただし、施設の休館や閉鎖がある場合は、この限りではありません。
- (5) 利用対象
充電規格「CHAdeMO」充電に対応した電気自動車

2 本事業に関すること

(1) 委託契約の締結について

本事業の実施にあたっては、指定管理者の協力・連携が必要となるため、事業期間満了まで指定管理者と実施事業者間で以下の業務について委託契約を行っていただきます（契約金額の下限は月額63,000円（税込））。

＜業務内容＞ ※今後の実施状況等により変更となる可能性があります。

- ・ 利用車両の誘導、案内補助
- ・ 利用方法等の問い合わせに係る補助的対応
- ・ 利用に支障となる待機車両等の誘導、案内
- ・ 本運用車室を含む、場内施設の保全業務（警備、簡易清掃等）
- ・ 利用者使用後の機器の原状復帰等対応（充電ケーブル及びリトラクター等）
- ・ 事故等緊急事態発生時の通報等一次対応
- ・ 機器の異常、故障、損傷等発見時の通報等第一次対応
- ・ 上記に係る実施事業者との簡易な連絡、報告業務

(2) 電力供給について

本事業の実施に必要な電力については、敷地内の電線から直接引き込んでおり、電気代は実施事業者が負担します。

(3) コールセンターについて

市民・利用者からの問い合わせについては、実施事業者がコールセンター（24時間・365日対応、機器の遠隔操作可）を設置しており、原則、コールセンターで対応しますが、上記のとおり補助的対応は指定管理者が行います。

(4) 設置機器等に関する事項

本事業で設置した機器等については、実施事業者の所有であるため、本市及び実施事業者の承諾なしに、機器の改造や撤去を行うことはできません。

(5) 事業終了後の取り扱い

事業期間内に実施事業者が原状復旧を行います。

収蔵品一覧

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
1	シュレツダー	10001	297,500	1	
2	耐火金庫	10002	154,300	1	
3	ステンレス製像 野崎一良作「友愛の像」	10002	2,000,000	1	美術工芸品
4	工芸額 八木翠祥作 箔絵「松に鷹」	10003	100,000	1	美術工芸品
5	染物額 増田芳雄作 墨流染「花と壺」	10004	200,000	1	美術工芸品
6	西陣爪搔本綴織額 東海道五十三次ノ内「三条大橋」	10006	3,600,000	1	美術工芸品
7	西陣織額 爪搔本綴織額「龍安寺」	10009	160,000	1	美術工芸品
8	西陣織額 爪搔本綴織額「葵祭」	10011	160,000	1	美術工芸品
9	京焼・清水焼鉢「京の四季」	10016	66,000	1	美術工芸品
10	京焼・清水焼鉢皿「紅葉の東福寺」	10017	66,000	1	美術工芸品
11	京焼・清水焼蓋付飾壺「京の雅」	10018	68,000	1	美術工芸品
12	京焼・清水焼鉢皿「平安神宮の春」	10019	50,000	1	美術工芸品
13	京焼・清水焼鉢皿「醍醐寺の夏」	10020	50,000	1	美術工芸品
14	京焼・清水焼鉢皿「大原野の秋」	10021	50,000	1	美術工芸品
15	京焼・清水焼鉢皿「嵯峨野の冬」	10022	50,000	1	美術工芸品
16	市旗 爪搔本綴織	10023	243,000	1	美術工芸品
17	織額 綴織「京都市役所」	10024	312,000	1	美術工芸品
18	几帳 明綴「南蛮渡来」	10025	212,800	1	美術工芸品
19	几帳 手織「祇園祭」	10026	70,000	1	美術工芸品
20	几帳 手織「名宝彩華文・正倉院唐草文・正倉院亀甲彩華文」	10027	193,200	1	美術工芸品
21	几帳 手織「桃山屏風」	10028	354,000	1	美術工芸品
22	能衣装 唐織「紅地に柳蹴鞠唐織文様」	10029	236,000	1	美術工芸品
23	織額 爪搔本綴織「貴船神社」	10030	299,600	1	美術工芸品
24	織額 爪搔本綴織「下鴨神社の御手洗社」	10032	179,200	1	美術工芸品
25	織額 爪搔本綴織「昭和30年代二条城を横切るチンチン電車」	10034	221,200	1	美術工芸品
26	織額 爪搔本綴織「高瀬川と伏見の酒」	10035	184,800	1	美術工芸品
27	織額 爪搔本綴織「友禅ながし」	10036	277,200	1	美術工芸品
28	織額 手織「京枝垂」	10037	72,800	1	美術工芸品
29	織額 手織「閑屋」	10041	84,000	1	美術工芸品
30	裂地 絣織「あかね 草木染 変り太子間道」	10044	78,400	1	美術工芸品
31	屏風 手織「裂取屏風」	10051	187,600	1	美術工芸品
32	ビロード2点 ビロード「有線ビロード」	10052	75,000	1	美術工芸品
33	屏風 京繡「京の祭り行事」	10077	400,000	1	美術工芸品
34	京焼・清水焼パーティーセット8点「春の宴」	10079	200,000	1	美術工芸品
35	京焼・清水焼 茶碗揃24点「祇園祭画」	10080	200,000	1	美術工芸品
36	京焼・清水焼 花瓶4点「京の四季名所繪図」	10082	200,000	1	美術工芸品
37	京焼・清水焼 鉢皿・盛鉢・食器揃12点「洛中洛外」	10083	200,000	1	美術工芸品
38	京焼・清水焼 おとそ用酒器・おせちの鉢7点「京のお正月」	10084	200,000	1	美術工芸品
39	三尺扇「洛中洛外」	10087	100,000	1	美術工芸品
40	尺五寸観世扇「妻紅祇園会御輿山巡行図」	10088	100,000	1	美術工芸品
41	桧扇「表：祇園白川桜 裏：嵐山紅葉」	10090	60,000	1	美術工芸品
42	行灯「京の四季」	10091	200,000	1	美術工芸品
43	一位釣香炉	10092	200,000	1	美術工芸品
44	京人形「歌人」	10093	280,000	1	美術工芸品
45	京人形「京舞妓舞姿」	10094	120,000	1	美術工芸品
46	京漆器3点「季の花三様」	10096	200,000	1	美術工芸品
47	織部型灯籠	10097	100,000	1	美術工芸品
48	八角生込灯籠	10098	50,000	1	美術工芸品
49	六角置灯籠	10099	50,000	1	美術工芸品

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
50	屏風「平安の雅・山」	10100	400,000	1	美術工芸品
51	釘隠10点	10101	150,000	1	美術工芸品
52	飾筆笥宝石函「京の歳時記」	10104	424,000	1	美術工芸品
53	京刃物5点「清流」	10106	200,000	1	美術工芸品
54	雅楽 楽太鼓	10107	156,000	1	美術工芸品
55	神楽鈴（西形）	10109	52,000	1	美術工芸品
56	花結び房付飾り紐2点	10110	52,000	1	美術工芸品
57	梓弓	10121	76,000	1	美術工芸品
58	能面 翁	10122	64,000	1	美術工芸品
59	額 西陣織「源氏物語」	10125	50,800	1	美術工芸品
60	額 西陣織「うさぎ」	10126	50,800	1	美術工芸品
61	額 西陣織「写楽」	10127	50,800	1	美術工芸品
62	几帳 京鹿の子絞「斜取吉兆文様」	10196	200,000	1	美術工芸品
63	几帳 京鹿の子絞「雲に霞桐葉文様」	10197	200,000	1	美術工芸品
64	刺繍屏風「古代繡家紋」	10228	400,000	1	美術工芸品
65	京焼・清水焼 飾皿5枚組「京の詩」	10229	200,000	1	美術工芸品
66	京焼・清水焼 大皿11枚組「古都百景」	10236	200,000	1	美術工芸品
67	京焼・清水焼 大皿「嵐山の春」	10237	66,000	1	美術工芸品
68	京焼・清水焼 大皿「円山夜桜」	10238	66,000	1	美術工芸品
69	京焼・清水焼 大皿「清水の春」	10239	66,000	1	美術工芸品
70	京焼・清水焼大皿24枚組「鴨川の流れと四季の花 春夏秋冬」	10240	200,000	1	美術工芸品
71	飾篭 京漆器 片輪車蒔絵	10241	140,000	1	美術工芸品
72	櫛棚物 京指物「平安神宮」	10243	200,000	1	美術工芸品
73	京人形(4組8体)京いちま	10244	170,000	1	美術工芸品
74	京人形一式(2組4体)有職おぼこ雛飾	10245	170,000	1	美術工芸品
75	中屏風「平安の雅・華」	10246	440,000	1	美術工芸品
76	釜 梔子釜	10247	66,000	1	美術工芸品
77	花瓶 銅大花瓶	10248	66,000	1	美術工芸品
78	華籠 雲龍図華籠	10249	66,000	1	美術工芸品
79	香爐 白銅柄香爐 模正倉院南倉蔵	10250	66,000	1	美術工芸品
80	蓋置・釜鎖 秋草文象嵌蓋置 唐草文釜鎖	10251	66,000	1	美術工芸品
81	華道用挟13本組	10254	66,000	1	美術工芸品
82	鋸8本組	10255	66,000	1	美術工芸品
83	料理用包丁11本組	10256	66,000	1	美術工芸品
84	子供御輿	10257	300,000	1	美術工芸品
85	能面 小面	10259	64,000	1	美術工芸品
86	タペストリー 二条城タペストリー	10266	230,000	1	美術工芸品
87	几帳「能美四菱松鶴丸紋」	10307	170,000	1	美術工芸品
88	几帳「亀甲並べに鳳凰の丸文様厚板」	10308	170,000	1	美術工芸品
89	タペストリー「京繡華鳥図市松の丸」	10343	235,000	1	美術工芸品
90	香炉「大飾香炉」	10344	80,000	1	美術工芸品
91	丸壺 大壺「桜と紅葉」(春)	10348	70,000	1	美術工芸品
92	丸壺 大壺「桂、宇治、木津川」(夏)	10349	70,000	1	美術工芸品
93	丸壺 大壺「流線」(秋)	10350	70,000	1	美術工芸品
94	丸壺 大壺「赤と黒」(冬)	10351	70,000	1	美術工芸品
95	飾皿「春の花」	10352	50,000	1	美術工芸品
96	飾皿「祇園祭」	10353	50,000	1	美術工芸品
97	飾篭「清流蒔絵」	10354	60,000	1	美術工芸品
98	飾篭「六月初蒔絵」	10355	60,000	1	美術工芸品
99	飾篭「清流に虹鱒蒔絵」	10356	60,000	1	美術工芸品

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
100	飾篋「鴛鴦蒔絵」	10357	60,000	1	美術工芸品
101	飾皿「鯉滝昇り蒔絵」	10358	50,000	1	美術工芸品
102	飾皿「名取川蒔絵」	10359	50,000	1	美術工芸品
103	飾皿「水に鷺蒔絵」	10360	50,000	1	美術工芸品
104	飾皿「葦牙鷺蒔絵」	10361	50,000	1	美術工芸品
105	飾皿「睡蓮池蒔絵」	10362	50,000	1	美術工芸品
106	桐たんす	10368	100,000	1	美術工芸品
107	厨子 春日厨子	10370	60,000	1	美術工芸品
108	花生「高肉彫色絵象嵌雪翔」	10376	142,000	1	美術工芸品
109	湯沸 鍛銀宝珠形湯沸	10377	120,000	1	美術工芸品
110	硯函 四季彩源氏香図硯箱	10378	440,000	1	美術工芸品
111	四神旗	10379	200,000	1	美術工芸品
112	大黒絵杣田小箱 金工蒔絵	10001	200,000	1	参考品
113	なまこ塗文庫	10004	60,000	1	参考品
114	ぜんまい織	10007	100,000	1	参考品
115	仙台筆筒 船筆筒熨硯箱	10008	200,000	1	参考品
116	秋田八丈	10013	67,000	1	参考品
117	桶ミニチュアセット	10015	430,000	1	参考品
118	破魔弓	10017	300,000	1	参考品
119	練習用弓	10018	80,000	1	参考品
120	茶室金物	10019	182,359	1	参考品
121	和本	10020	150,000	1	参考品
122	唐紙	10021	150,000	1	参考品
123	きせる(竹管のもの)	10022	180,000	1	参考品
124	黄楊櫛工程	10023	298,600	1	参考品
125	四方盆製造工程8点	10024	240,000	1	参考品
126	京和蠟燭	10026	53,000	1	参考品
127	京釣竿	10027	100,000	1	参考品
128	京釣竿	10028	270,000	1	参考品
129	花かんざし	10029	150,000	1	参考品
130	桐下駄(こつぽり, おこぼ)	10030	50,000	1	参考品
131	和傘	10031	109,000	1	参考品
132	能面	10032	800,000	1	参考品
133	堤燈	10033	177,000	1	参考品
134	扇子・団扇製造工程	10034	1,000,000	1	参考品
135	截金仏像工程	10038	600,000	1	参考品
136	截金飾箱	10039	50,000	1	参考品
137	截金仏画軸	10040	180,000	1	参考品
138	蒔絵筆	10042	132,210	1	参考品
139	太子間道復元物	10043	1,500,000	1	参考品
140	御所人形工程	10045	700,000	1	参考品
141	京刃物工程	10046	488,700	1	参考品
142	伏見人形	10047	63,000	1	参考品
143	菓子型	10048	189,000	1	参考品
144	鳳笙	10049	800,000	1	参考品
145	龍笛	10051	150,000	1	参考品
146	神鏡	10052	300,000	1	参考品
147	花かるた	10053	1,000,000	1	参考品
148	色留袖	10055	500,000	1	参考品
149	花菱千条文様大鉢	10056	700,000	1	参考品

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
150	平安時代文官用冠	10057	383,000	1	参考品
151	江戸時代武官用冠	10058	365,000	1	参考品
152	江戸時代主上用冠	10059	393,000	1	参考品
153	矢 平胡録	10062	400,000	1	参考品
154	矢 箆	10063	350,000	1	参考品
155	矢 墓目	10064	250,000	1	参考品
156	矢 鎚矢	10065	150,000	1	参考品
157	紋章糊置工程用具	10066	684,100	1	参考品
158	京人形ひな段飾り	10067	550,000	1	参考品
159	竹工芸品材料見本3種	10068	225,000	1	参考品
160	竹・編組工程	10069	210,000	1	参考品
161	丸竹加工工程	10070	96,900	1	参考品
162	源氏絵貝合(貝桶付)	10075	700,000	1	参考品
163	襖引き手見本	10076	1,009,400	1	参考品
164	扇子作り道具一式	10077	150,000	1	参考品
165	五月人形	10079	713,376	1	参考品
166	人形結髪 桃割	10084	250,000	1	参考品
167	人形結髪 天神	10087	160,000	1	参考品
168	人形結髪 かんむり	10088	150,000	1	参考品
169	人形結髪 おいらん	10089	200,000	1	参考品
170	人形結髪 三輪立兵庫	10091	150,000	1	参考品
171	人形結髪 かむろ	10093	200,000	1	参考品
172	人形結髪 前割れ	10098	170,000	1	参考品
173	人形結髪 弁慶	10099	100,000	1	参考品
174	人形結髪 丸髻	10100	150,000	1	参考品
175	人形結髪 根結い下げ髪	10105	150,000	1	参考品
176	人形結髪 長船	10106	170,000	1	参考品
177	人形結髪 蝶々髻	10107	130,000	1	参考品
178	人形結髪 こつたいさん	10108	200,000	1	参考品
179	人形結髪 立兵庫	10109	150,000	1	参考品
180	人形結髪 根結いたれ髪	10111	300,000	1	参考品
181	西陣織 十二単	10402	500,000	1	美術工芸品
182	西陣織 貼交屏風	10403	600,000	1	美術工芸品
183	西陣織 島原太夫衣装	10408	600,000	1	美術工芸品
184	京友禅・京小紋 染額 桜図「加茂の桜」	10453	72,000	1	美術工芸品
185	京友禅・京小紋 染額 「洛北 牡丹」	10454	72,000	1	美術工芸品
186	京友禅・京小紋 染額 「源氏香 四季彩」	10456	72,000	1	美術工芸品
187	京友禅・京小紋 染額 「龍と鳳凰」	10457	72,000	1	美術工芸品
188	京友禅・京小紋 屏風 「歌舞伎紋」	10458	72,000	1	美術工芸品
189	京友禅・京小紋 屏風 「花紋」	10459	72,000	1	美術工芸品
190	京繡 壁掛 「二条城」	10460	315,000	1	美術工芸品
191	京房燃紐 タペストリー	10464	60,000	1	美術工芸品
192	京焼・清水焼 テーブル 「陶テーブル」	10471	85,000	1	美術工芸品
193	京焼・清水焼 テーブル 「コーヒーテーブル”絆”」	10472	85,000	1	美術工芸品
194	京焼・清水焼 テーブル 「陶板コーヒーテーブル」	10473	85,000	1	美術工芸品
195	京焼・清水焼 照明器具 「AKARI I」	10474	83,200	1	美術工芸品
196	京焼・清水焼 照明器具 「AKARI II」	10475	83,200	1	美術工芸品
197	京焼・清水焼 照明器具 「白青瓷陵線紋テーブルランプ1」	10476	83,200	1	美術工芸品
198	京焼・清水焼 照明器具 「白青瓷陵線紋テーブルランプ2」	10477	83,200	1	美術工芸品
199	京焼・清水焼 照明器具 「白磁テーブルスタンド」	10478	83,200	1	美術工芸品

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
200	京焼・清水焼 照明器具「着彩テーブルスタンド」	10479	83,200	1	美術工芸品
201	京焼・清水焼 照明器具「千彩のあかり」	10480	83,200	1	美術工芸品
202	京焼・清水焼 照明器具「らせん灯り」	10481	83,200	1	美術工芸品
203	京焼・清水焼 照明器具「テーブルランプ(桜)」	10482	83,200	1	美術工芸品
204	京焼・清水焼 照明器具「テーブルランプ(雪の華)」	10483	83,200	1	美術工芸品
205	京焼・清水焼 食器「フリーカップ」	10484	83,000	1	美術工芸品
206	京焼・清水焼 食器「彩色鉢いろいろ」	10485	83,000	1	美術工芸品
207	京焼・清水焼 食器「組蓋物 波千鳥」	10486	83,000	1	美術工芸品
208	京焼・清水焼 食器「着彩唐子絵入れ子鉢」	10487	83,000	1	美術工芸品
209	京焼・清水焼 食器「笹絵入れ子鉢」	10488	83,000	1	美術工芸品
210	京焼・清水焼 食器「J' aime la poterie」	10489	83,000	1	美術工芸品
211	京焼・清水焼 食器「雪笹盛器揃」	10490	83,000	1	美術工芸品
212	京焼・清水焼 食器「銀彩さらさ紋組皿」	10491	83,000	1	美術工芸品
213	京焼・清水焼 食器「彩色食器(五段重ね)」	10492	83,000	1	美術工芸品
214	京焼・清水焼 食器「春秋ペア・モーニングセット」	10493	83,000	1	美術工芸品
215	京焼・清水焼 食器「四重奏(カルテット)」	10494	83,000	1	美術工芸品
216	京漆器 祭礼図六角行器形飾箱 神坂雪佳写し	10495	420,000	1	美術工芸品
217	京指物 桐タンス(着物収納用・大)	10506	160,000	1	美術工芸品
218	京仏壇・京仏具 京仏壇中厨子東用・西用	10507	192,000	1	美術工芸品
219	金属工芸 花器 塗金銅饗餐文爵	10511	70,000	1	美術工芸品
220	金属工芸 花器 環付鍛銀四方花生	10512	70,000	1	美術工芸品
221	金属工芸 如意	10513	70,000	1	美術工芸品
222	京象嵌 観音開扉付宝石函	10514	462,000	1	美術工芸品
223	神祇工芸 五色鈴緒	10515	60,000	1	美術工芸品
224	神祇工芸 本坪鈴	10516	60,000	1	美術工芸品
225	神祇工芸 雪洞	10517	60,000	1	美術工芸品
226	出雲の阿国図(織額)	10544	482,000	1	美術工芸品
227	袱紗一式 (株)本つづれ勝山製	10547	194,000	1	美術工芸品
228	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10548	100,000	1	美術工芸品
229	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10549	100,000	1	美術工芸品
230	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10550	100,000	1	美術工芸品
231	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10551	100,000	1	美術工芸品
232	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10552	100,000	1	美術工芸品
233	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10553	100,000	1	美術工芸品
234	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10554	100,000	1	美術工芸品
235	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10555	100,000	1	美術工芸品
236	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10556	100,000	1	美術工芸品
237	京七番 親王平飾セット (株)もりさん製	10557	100,000	1	美術工芸品
238	市松人形 (株)もりさん製	10558	84,000	1	美術工芸品
239	市松人形 (株)もりさん製	10559	84,000	1	美術工芸品
240	市松人形 (株)もりさん製	10560	84,000	1	美術工芸品
241	市松人形 (株)もりさん製	10561	84,000	1	美術工芸品
242	市松人形 (株)もりさん製	10562	84,000	1	美術工芸品
243	大飾皿 藤田陶苑製	10563	126,000	1	美術工芸品
244	大飾皿 藤田陶苑製	10564	126,000	1	美術工芸品
245	大飾皿 藤田陶苑製	10565	126,000	1	美術工芸品
246	大飾皿 藤田陶苑製	10566	126,000	1	美術工芸品
247	桐たんす	10369	100,000	1	美術工芸品
248	京鹿の子紋	1	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
249	京鹿の子紋	2	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
250	京鹿の子紋	3	260,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
251	京鹿の子紋	4	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
252	京鹿の子紋	5	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
253	京鹿の子紋	6	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
254	京鹿の子紋	7	110,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
255	京鹿の子紋	8	140,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
256	京鹿の子紋	9	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
257	京鹿の子紋	10	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
258	京鹿の子紋	11	110,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
259	京鹿の子紋	12	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
260	京鹿の子紋	13	110,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
261	京鹿の子紋	14	140,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
262	京鹿の子紋	15	110,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
263	京鹿の子紋	16	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
264	京鹿の子紋	17	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
265	京鹿の子紋	18	150,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
266	京鹿の子紋	19	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
267	京鹿の子紋	20	190,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
268	京鹿の子紋	21	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
269	京鹿の子紋	22	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
270	京鹿の子紋	23	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
271	京鹿の子紋	24	260,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
272	京鹿の子紋	25	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
273	京鹿の子紋	26	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
274	京鹿の子紋	27	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
275	京鹿の子紋	28	310,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
276	京鹿の子紋	29	150,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
277	京鹿の子紋	30	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
278	京鹿の子紋	31	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
279	京鹿の子紋	32	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
280	京鹿の子紋	33	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
281	京鹿の子紋	34	660,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
282	京鹿の子紋	35	100,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
283	京鹿の子紋	36	410,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
284	京鹿の子紋	37	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
285	京鹿の子紋	38	190,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
286	京鹿の子紋	39	210,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
287	京鹿の子紋	40	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
288	京鹿の子紋	41	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
289	京鹿の子紋	42	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
290	京鹿の子紋	43	220,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
291	京鹿の子紋	44	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
292	京鹿の子紋	45	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
293	京鹿の子紋	46	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
294	京鹿の子紋	47	190,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
295	京鹿の子紋	48	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
296	京鹿の子紋	49	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
297	京鹿の子紋	50	190,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
298	京鹿の子紋	51	130,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
299	京鹿の子紋	52	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
300	京鹿の子紋	53	160,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
301	京鹿の子紋	54	120,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
302	京鹿の子紋	55	170,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
303	京鹿の子紋	56	180,000	1	京鹿の子紋振興協同組合から寄付受納
304	袖型灯籠	20002	100,000	1	美術工芸品
305	織部型石灯籠銀閣寺型手水鉢	20003	120,000	1	美術工芸品
306	織掛軸 鶴亀	20013	60,000	1	美術工芸品
307	前卓 三鳥彫入猫足	20032	64,000	1	美術工芸品
308	経卓 阿弥陀堂型尺6	20033	64,000	1	美術工芸品
309	御文章箱 かぶせ箱 甲盛	20034	64,000	1	美術工芸品
310	供箭 八角型 総操	20035	64,000	1	美術工芸品
311	仏飯器台角型中央 香合型	20036	64,000	1	美術工芸品
312	鑪台 鑪台丸型五本足	20037	64,000	1	美術工芸品
313	過去帳台 貝台型	20038	64,000	1	美術工芸品
314	香盒 丸型 合子	20039	64,000	1	美術工芸品
315	五具足 菖蒲型五具足三寸	20040	64,000	1	美術工芸品
316	仏飯器	20041	64,000	1	美術工芸品
317	鑪 椀型	20042	64,000	1	美術工芸品
318	吊り灯籠	20043	64,000	1	美術工芸品
319	隅瓊瑤	20044	64,000	1	美術工芸品
320	輪灯	20045	64,000	1	美術工芸品
321	網代 藤網代(6帖用)	20046	120,000	1	美術工芸品
322	座敷簾	20047	120,200	1	美術工芸品
323	座敷簾	20048	120,200	1	美術工芸品
324	座敷簾	20049	120,200	1	美術工芸品
325	座敷簾	20050	120,200	1	美術工芸品
326	衝立	20055	50,000	1	美術工芸品
327	衝立	20056	50,000	1	美術工芸品
328	京指物 桐タンス(着物収納用・小)	20062	120,000	1	美術工芸品
329	京指物 展示台	20063	70,000	1	美術工芸品
330	京指物 展示台	20064	70,000	1	美術工芸品
331	五月節句飾り(鎧)	20065	300,000	1	美術工芸品
332	京表具 掛軸「京の四季」	20066	60,000	1	美術工芸品
333	京表具 掛軸「京の四季」	20067	60,000	1	美術工芸品
334	京表具 掛軸「京の四季」	20068	60,000	1	美術工芸品
335	京表具 掛軸「京の四季」	20069	60,000	1	美術工芸品
336	京銘竹 竹垣	20076	100,000	1	美術工芸品
337	一輪挿 南鐐鶴首一輪挿 梅花図刻	20080	66,000	1	美術工芸品
338	日本画 高木勇作 紙漉き 140号	20081	200,000	1	美術工芸品
339	屏風 四曲半双屏風	20086	500,000	1	美術工芸品
340	金網 衛士かご	20117	50,000	1	美術工芸品
341	能面 増女	20118	393,000	1	美術工芸品
342	京弓	20124	105,000	1	美術工芸品
343	矢 矢屏風	20128	105,000	1	美術工芸品
344	額看板 部屋額	20129	50,000	1	美術工芸品
345	かつら 大垂髪	20130	150,000	1	美術工芸品
346	尺八 精華銘尺八 1尺8寸管	20137	100,000	1	美術工芸品
347	三味線 中棹三味線	20138	525,000	1	美術工芸品
348	京扇子 京の四季と祭歳時記	20139	-	1	美術工芸品
349	京扇子 京の四季と祭歳時記	20140	-	1	美術工芸品

No.	品名	備品番号	価格	点数	備考
350	京扇子 京の四季と祭歳時記	20141	-	1	美術工芸品
351	京扇子 四季草花 あやめ	20142	-	1	美術工芸品
352	京扇子 四季草花 あやめ	20143	-	1	美術工芸品
353	京扇子 四季草花 あやめ	20144	-	1	美術工芸品
354	京扇子 四季草花 紫陽花	20145	-	1	美術工芸品
355	京扇子 四季草花 桔梗と芙蓉	20146	-	1	美術工芸品
356	京扇子 四季草花 紅葉	20147	-	1	美術工芸品
357	京扇子 四季草花 紅葉	20148	-	1	美術工芸品
358	京扇子 四季草花 鉄線	20149	-	1	美術工芸品
359	京扇子 四季草花 鉄線	20150	-	1	美術工芸品
360	京扇子 四季草花 松	20151	-	1	美術工芸品
361	京扇子 押し花扇 鶴	20152	-	1	美術工芸品
362	京扇子 押し花扇 鶴	20153	-	1	美術工芸品
363	京扇子 押し花扇 富士山	20154	-	1	美術工芸品
364	京扇子 押し花扇 富士山	20155	-	1	美術工芸品
365	京扇子 押し花扇 花柄 紫	20156	-	1	美術工芸品
366	京扇子 押し花扇 花柄 紫	20157	-	1	美術工芸品
367	京扇子 押し花扇 花柄 紫	20158	-	1	美術工芸品
368	京扇子 押し花扇 花柄 グレー	20159	-	1	美術工芸品
369	京扇子 押し花扇 花柄 グレー	20160	-	1	美術工芸品
370	京扇子 押し花扇 花柄 グレー	20161	-	1	美術工芸品
371	京扇子 押し花扇 鶴飛翔 ピンク	20162	-	1	美術工芸品
372	京扇子 押し花扇 鶴飛翔 紫	20163	-	1	美術工芸品
373	京くみひも9点「洛中百景・京の四季」	10078	200,000	1	美術工芸品
374	京友禅・京小牧 染額「加賀紋づくし」	10455	72,000	1	美術工芸品
375	京仏壇二尺西用	20001	600,000	1	美術工芸品

貸与物品一覧

No.	品 名	規格等	点数	備 考
1	ホワイトボード	コクヨ BB-HC234W1	1	
2	ホワイトボード	コクヨ BB-HC234MW1	2	キャスター付き
3	ホワイトボード	コクヨ BB-R334	1	
4	掲示板	コクヨ BB-D134J	1	
5	パンチ(強力)	クラウン160	1	
6	パンチ(強力)	クラウン120N	3	
7	ホッチキス	マックスHD-12S-24	3	
8	レジスター	カシオ CE-2500-15S	1	
9	シュレッダー	コクヨ MS-N3310M	3	
10	電話台	オカムラ8348TS	3	
11	メガホン	パナソニックWD-71	8	
12	メガホン(肩掛け)	パナソニックWD-65B	2	
13	テレビ台(24型用)	ソニーSU-25ST3	1	
14	扇風機	三菱R-3CMW	5	
15	工具セット(箱)	サカエ	1	
16	工具セット(電気)	ホーザン	1	
17	電気ドリル	東芝DRH-13C	1	
18	振動ドリル	東芝PDV-20C	1	
19	電工ドラム AC100V	日動ND-EK34	3	
20	電工ドラム AC200V	日動NDN-EB33	2	
21	消火器	粉末消火器10型	161	
22	消火器	粉末消火器100型	5	
23	消火器	中性強化液消火器3型	123	
24	会議テーブル(天板フラップ)	オカムラ8184SA	25	幅1200
25	会議テーブル(天板フラップ)	オカムラ8184SD	1	幅1500
26	会議テーブル	オカムラ8189TD	2	幅2100
27	会議テーブル	オカムラ8189TH	4	幅1500
28	会議テーブル(折畳み)	オカムラ8186AB	20	幅1800
29	会議テーブル	オカムラ4L61ZB	19	幅1500
30	応接セット	オカムラ8322AA	1	
31	事務机(平机)	オカムラDA20LL	8	幅1100スモーク
32	事務机(平机)	オカムラDA20LD	9	幅1400スモーク
33	ファイリングキャビネット(ワゴン)	オカムラND33FJ	13	3段スモーク
34	ファイリングキャビネット(ワゴン)	オカムラND32RJ	5	2段スモーク
35	脇机	オカムラND33ZH	6	2段スモーク
36	事務机用パネル	オカムラDA46BF	1	
37	事務机(片袖)	オカムラDS13LL	13	幅1100スモーク
38	事務机(両袖)	オカムラD201FZ	1	幅1800木製
39	事務机(両袖)	オカムラD201DZ	1	幅1800木製
40	テーブル(折畳み)	東海	476	
41	肘掛け椅子	コクヨ CK-291KB3N	26	
42	肘掛け椅子	コクヨ CK-181DN	69	
43	応接セット	コクヨ CE-395LCS	5	
44	肘付椅子	コクヨ CR-G131LDN	1	
45	肘付椅子(局長用)	LION JOIFA620	1	

No.	品 名	規格等	点数	備 考
46	マップケース	コケヨ MC-DA0M	1	
47	肘掛け椅子(管理職用)		3	
48	椅子(事務)(係員)	コケヨ	25	
49	パネル	コケヨ PP-E0915	1	幅900 高さ1535
50	書棚	オカムラD271FZ	1	幅900 木製
51	ロッカー	オカムラD225AZ	1	幅600 木製
52	書棚	オカムラD271DZ	1	幅900 木製
53	ロッカー	オカムラD291DZ	1	幅600 木製
54	ビジネスユニット	オカムラ4234NZ	1	耐火金庫
55	ビジネスユニット	オカムラ4243ZZ	20	引違いスチール戸
56	ビジネスユニット	オカムラ4274ZC	2	ラテラルキャビネット
57	ビジネスユニット	オカムラ4241ZZ	19	引違いスチール戸
58	ビジネスユニット	オカムラ4241AZ	2	引違いガラス戸
59	ビジネスユニット	オカムラ4201CB	2	トレイユニット
60	ファイリングキャビネット	オカムラ4439AZ	1	3段
61	ロッカー	オカムラ4573DZ	14	3人用
62	ロッカー	オカムラ4573DZ	1	2人用
63	ベッドサイドキャビネット	オカムラL868BS	7	
64	耐火金庫	コケヨ HS-E31M	1	
65	パンフレット立て	コケヨ ZR-PS190	1	
66	ビジネスユニット	コケヨ BWN-P30	2	トレイユニット
67	OAラック	コケヨ LD-76F1	1	
68	物品棚	生興P3745-5	25	
69	コインロッカー	ネコス NEO-5W	12	
70	時計	シチズン	3	
71	傘袋立て	スガツネA-UWA045	8	
72	傘袋立て	スガツネA-UWA030	1	
73	傘袋立て	コケヨ US-G20N	24	W480×D335
74	傘袋立て	コケヨ US-100	3	W250×D250
75	傘袋立て	コケヨ US-G16	1	W300×D300
76	コートハンガー	コケヨ CH-10	6	W845
77	コートハンガー	コケヨ CH-8	1	W1265
78	コートハンガー	コケヨ CH-9	4	W1665
79	パーティションスタンド	オカムラL947EZ	40	
80	演台	コケヨ WA-1	2	
81	花台	コケヨ WF-100	2	
82	司会者台	コケヨ WA-111	2	
83	演台	コケヨ WA-110	1	
84	花台	コケヨ WF-100	1	
85	脚立	コケヨ SP-13	4	
86	脚立	コケヨ SP-45	2	
87	脚立	コケヨ SP-35N	10	
88	脚立	コケヨ SP-37N	10	
89	傘袋立て	コケヨ US-181	2	
90	傘袋立て	コケヨ US-185	1	
91	ガステーブルコンロ	大阪ガスN10-331	7	
92	ガスコンロ	大阪ガスN10-313	2	

No.	品 名	規格等	点数	備 考
93	冷蔵庫 120ℓ	三菱MR-12D	2	
94	冷蔵庫 80ℓ	NEC NR-D82	1	
95	冷蔵庫 74ℓ	NEC NR-C71	1	
96	食器棚	コケヨ BK-W11W	4	
97	食器棚	コケヨ BK-1M	2	
98	ティーキャビネット	コケヨ TB-C1	1	
99	ベッド		2	
100	巻尺(鋼製)50m	KDS	1	
101	OHPワゴン	コケヨ BD-PS160	3	
102	スクリーン	エルモ J-3070M	2	
103	テーブル台車	東海	56	折り畳みテーブル用
104	椅子運搬車	オカムラ8131DR	6	オカムラ8131DH用
105	椅子(折り畳み)運搬車	愛知台車	50	愛知ミロ-G
106	ワークテナー		195	
107	手押車(300Kg)		10	
108	手押車(500Kg)		18	
109	はしご	長谷川 HA2-44	2	
110	はしご	長谷川 HA2-64	3	
111	はしご(脚異長)	長谷川	2	
112	高所作業車	S4726E	1	
113	高所作業台(組立式)	サクス VXPW6F3.5	1	アップライト
114	高所作業台	サクス UL-20S	1	
115	ゴミ箱	天童	22	
116	自動体外式除細動器	ハートスタートHS1+	1	
117	メールボックスウチダ	ウチダ302-0362	1	
118	ゴミ保管箱セキスイ		5	
119	AED収納スタンド		1	
120	コンピューターシステム機器設備		1	展示支援情報システム
121	電話交換設備		1	
122	中央監視装置		1	
123	駐車場管制設備管理用PC		1	

現地説明会実施日程

1 参加資格及び人数等

(1) 参加資格

本説明会については、応募予定の団体に限り、参加することができます。

なお、不参加の場合でも応募を妨げるものではありません。

実施日前日までに、下記の予約及び問い合わせ先へ、電話で申し込んでください。

(事前の申込みのない団体については、参加をお断りすることがあります。)

(2) 人数等

1 団体につき 2 名まで参加していただくことが可能です。

2 実施日及び集合場所

実施日時	集合場所
令和 6 年 7 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時から	京都市勧業館 1 階東側入口

3 実施内容及び注意点

(1) 実施内容

本市職員の誘導により、施設内部を視察していただきます。

ただし、催事等の実施状況等により、視察できない箇所がある場合がございますので、御了承ください。

(2) 注意点等

当日、現地における質問は原則として受け付けません。

後日、質疑を受け付ける際に文書で提出してください。

【予約及び問い合わせ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室

電 話：075-222-3337

担当者：中村、大江

提出書類一覧

I 申請者の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数	任意団体の場合
I - 1	申請書	(1) 指定管理者指定申請書 [様式 I - 1 - (1)]	2	
		(2) 指定管理者指定申請者連絡先 [様式 I - 1 - (2)]	2	
I - 2	事業者の概要	(1) 沿革 [様式任意] ※ 既存のものでも可。ただし、時系列で記載されており、事業内容が具体的に分かるもの	2	
		(2) 代表者の履歴 [様式任意]	2	
		(3) 役員名簿 [様式任意] ※ 既存のものでも可。ただし、他の法人の理事との兼職者がある場合は、法人名と役職名を記載する。	2	
		(4) 団体の概要 [様式任意] ※ 既存のものでも可	2	
		(5) 団体運営に関する資料 [様式任意] ※ 基本理念・方針とその実現、運営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などが分かる資料を添付する。	2	
		(6) 監査指摘等の状況 [様式任意] ※ 過去 3 年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。	2	不要
		(7) 京都市内の企業への発注状況 [様式 I - 2 - (7)] ※ 過去 3 年間の状況について記載する。	11	
I - 3	定款又は寄付行為	最新のもの [様式任意]	2	不要
I - 4	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 申請前 3 箇月以内に発行されたもの	1	不要
I - 5	印鑑証明書	申請前 3 箇月以内に発行されたもの	1	不要
I - 6	決算書等	最近 3 年間の決算書類 [様式任意] ※ 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 ※ 現在経営している施設（運営受託施設を含む。）の決算書類も含む。	2	令和 6 年度の収支予算書及び過去 2 箇年の収支決算書
I - 7	納税証明書等	令和 6 年 4 月 1 日以降に発行された直近 2 年分の原本 ア 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書 イ 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） ウ 水道料金及び下水道使用料 [様式 A]	1	不要

Ⅱ 現在運営している同種又は類似施設の状況（運営を受託した事業を含む。）

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅱ - 1	施設の運営状況に関する書類	同種又は類似施設の運営実績について記載する。[様式任意] ※ 施設の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する。	1 1

Ⅲ 事業運営に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅲ - 1	施設運営	(1) 管理運営の基本方針 [様式Ⅲ - 1 - (1)] ※ 基本理念・方針等について記載する。 (2) 利用率向上策 [様式Ⅲ - 1 - (1)] ※ 目標稼働率及びそれを実現するための具体策、新規利用者の獲得に向けた具体策を記載する。 (3) 施設の維持管理 [様式Ⅲ - 1 - (1)] ※ 施設の維持管理計画、管理基準、管理体制等について記載する。	1 1
Ⅲ - 2	管理運営	(1) 職員配置の考え方 [様式Ⅲ - 2 - (1)] ※ 職種別、雇用形態別の職員数、類似事業に係る経験年数、資格等の考え方を具体的に記載する。 (2) 人材確保・育成の考え方 [様式Ⅲ - 2 - (1)] ※ 採用計画、研修体制等について記載する。 (3) 職員の労働条件 [様式任意] ①就業規則（案）（給与規定を含む。） ②雇用契約書（案） (4) サービスの質の確保 [様式Ⅲ - 2 - (1)] ※ 適切なサービスの検討・実施・評価・反映の方法、利用者の意見の聴取、反映方法等について記載する。 (5) 再委託する業務の内容、業者の選定方法 [様式Ⅲ - 2 - (1)] ※ 再委託する業務の内容と業者の選定方法について記載する。 (6) 情報管理 [様式Ⅲ - 2 - (1)] ※ 情報公開及び個人情報保護等の取組を具体的に記載する。 (7) 危機管理 [様式Ⅲ - 2 - (2)] ※ 施設に関するトラブル対応策や災害防止策、危機・安全管理に関する考え方を記載する。 (8) 大規模災害等発生時の対応と施設として果たす役割 [様式Ⅲ - 2 - (2)] ※ 大規模災害発生時の施設運営における対応や、発災後、事態収束までの期間等に施設として果たすべき役割等を具体的に記載する。 (9) 社会的責任の遂行 [様式Ⅲ - 2 - (2)] ※ 環境への配慮、雇用、男女共同参画、子育て支援などの様々な企業の社会的責任に関する考え方及び取組について記載する。	1 1

Ⅲ - 3	京都伝統産業 ミュージアム の管理・運営	(1) 職員配置の考え方 [様式Ⅲ - 3 - (1)] ※ 職種別、雇用形態別の職員数、類似事業に係る経験年数、資格等の考え方を具体的に記載する。 (2) 人材確保・育成の考え方 [様式Ⅲ - 3 - (1)] ※ 採用計画、研修体制等について記載する。 (3) 職員の労働条件 [様式任意] ① 就業規則（案）（給与規定を含む。） ② 雇用契約書（案） (4) 来館者増加策 [様式Ⅲ - 3 - (2)] ※ 来館者目標及びそれを実現するための具体策、リピーター獲得に向けた具体策を記載する。 (5) 伝統産業振興策 [様式Ⅲ - 3 - (3)] ※ 伝統産業の現状認識、実施事業の考え方や内容、事業効果等を具体的に記載する。	1 1
Ⅲ - 4	自主事業の 計画	本市産業振興等に係る事業 [様式Ⅲ - 4] ※ 本市の産業振興、岡崎地域の活性化、施設の魅力向上等につながる事業を行う場合、事業実施の考え方や内容を具体的に記載する。	1 1
Ⅲ - 5	地域との連携	岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた連携策など、地域の活性化に寄与する事業等についての考え方を記載する。[様式Ⅲ - 5]	1 1
Ⅲ - 6	その他の取組	その他、特に計画していること [様式Ⅲ - 6] ※ 特に提案したいことを具体的に記載する。	1 1

Ⅳ 経営に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅳ - 1	中 長 期 的 な 経営方針	事業の質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくかという観点から経営方針・経費節減の考え方等を記載する。 [様式Ⅳ - 1]	1 1
Ⅳ - 2	事業収支 計画表	今後4年間の収支見込み（指定管理者の行う事業及び自主事業に係る収支を含む。）を記載する。[様式Ⅳ - 2 - (1)～(4)]	1 1
Ⅳ - 3	納付金の納付 額の提案	納付額の提案 [様式Ⅳ - 3] ※ 本市への具体的な納付額を記載する。 ※ 当初の収支計画を上回る利益を得た場合の本市への納付額の考え方を具体的に記載する。	1 1

<注意事項>

- ・ 提出の際には、「書類 No.」ごとに何の資料かが分かるように分類して提出すること。
ただし、本市で写しを取ることも想定し、書類へインデックス等を貼ることは禁止する。
- ・ 提出期限までに、全ての書類が指定部数どおり揃っていることが確認できた場合のみ、申請を受理するものとする。提出時に申請書類の不足等があれば、提出期限内であれば不足分のみ再提出を認めるが、一度申請を受理したうえでの申請書類の差替えや、一部の書類のみの提出等は一切認めない。

京都市勧業館指定候補者審査項目及び審査基準

審査項目			審査基準
大項目	中項目	小項目	
申請者の 状況 (16 点)	管理運営 適性 (6 点)	基本理念、意欲等 (3 点)	公の施設の管理者としてふさわしい組織としての基本 理念や応募の意欲が示されているか
		同業種等の管理・ 運営実績(3 点)	良好かつ豊富な運営実績を有するか
	組織の 安定性 (4 点)	申請者の組織規模 及び財務状況	健全かつ安定した組織運営及び財務状況であるか
	地域貢献・ 社会的責任 (6 点)	地域経済活性化への 貢献 (3 点)	京都市内に本社又は支店を有するか 京都市内の企業への発注により地域経済に貢献して いるか
		社会的責任の遂行 (3 点)	環境への配慮、雇用、男女共同参画、子育て支援など、 企業の社会的責任に関する方針・取組が示されているか
事業運営 に関する 計画 (70 点)	施設の 管理・ 運営 (24 点)	管理運営の基本方針 (4 点)	施設の設置目的及び利用者の特性を十分に踏まえた 管理運営の基本方針、利用の平等性、情報公開及び個人 情報保護等の法令順守が示されているか
		利用率向上策 (4 点)	施設の利用率向上策が具体的に示されているか M I C E 誘致等を含めた新規利用者の獲得に向けた効 果的かつ具体的な取組が示されているか
		施設の維持管理(4 点)	施設の管理基準及び管理体制が具体的に示されているか
		施設の運営体制 (4 点)	適正な運営を行うための職員体制や繁忙期体制が確保 されているか
		サービスの質の確保 (4 点)	サービスの質の向上が図れる体制であるか 繁忙期対策、利用者苦情の処理、職員研修の実施等
		危機管理 (4 点)	施設に関するトラブル及び災害の防止策並びに発災時 の対応策等が確立されているか
	京都伝統 産業ミュー ジアムの 管理・ 運営 (21 点)	京都伝統産業ミュー ジアムの運営体制(7 点)	適正な運営を行うための職員体制が確保されているか
		来館者増加策 (7 点)	来館者の増加策が具体的に示されているか リピーターの獲得に向けた効果的かつ具体的な取組が 示されているか
		伝統産業振興策 (7 点)	伝統産業の振興につながる効果的かつ具体的な取組が 示されているか
	自主事業 の計画 (15 点)	設置目的に沿った、 自主事業の展開(5 点)	本市産業振興に係る事業の提案
		地域の活性化策 (5 点)	食の提供(レストランなど)やイベントの開催など、岡崎 地域の活性化につながる効果的かつ具体的な事業の提 案が示されているか
		施設の魅力向上策 (5 点)	施設(地下1階～3階及び正面広場)の有効活用など、 施設の魅力向上につながる効果的かつ具体的な事業の 提案が示されているか
	地域との 連携 (10 点)	地域との連携の 具体策及び方向性	岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた連携策など 地域と良好な関係を構築し、地域の活性化に寄与する ための具体策及び方向性が示されているか
経営に関 する計画 (14 点)	収入計画 (7 点)	収入計画の妥当性	事業運営に関する計画及び実績と比較し、実現可能な 収入計画となっているか
	支出計画 (7 点)	支出計画の妥当性	事業運営に関する計画及び収入計画に即した支出計画 となっており、運営経費及び施設負担金などの支出内容 が妥当なものとなっているか

(あて先)
京 都 市 長

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条及び京都市勧業館指定管理者募集要項に基づき、指定管理者の指定について、以下のとおり申請します。

記

(ふりがな) 申請団体の名称	
(ふりがな) 代 表 者 名	
(ふりがな) 主たる事務所の所在地	
申請する施設の名称	京都市勧業館

指定管理者指定申請者連絡先

申 請 団 体 の 名 称		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所 の 連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メール ア ド レ ス	
主たる事務所における 担 当 者 名		
申 請 に 係 る 連 絡 先	事 務 所 の 所 在 地	
	連 絡 先	電 話 番 号
		F A X 番 号
		電子メールアドレス
	担 当 者 名	
緊 急 連 絡 先	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

- ※1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入は不要。
- ※2 担当者名については、複数名記入するとともに、ふりがなを振ること。(緊急連絡先を除く。)
- ※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる担当者名及び電話番号を記入すること。

I 申請者の概要・財務状況等（京都市内の企業への発注状況）

(1) 令和 3 年度

種 別	金額（円）	割合（％）	内 訳		
			発注内容	発注先	金額（千円）
京都市内の 企業への発注					
京都市外の 企業への発注					
その他					
合 計		1 0 0			

(2) 令和 4 年度

種 別	金額（円）	割合（％）	内 訳		
			発注内容	発注先	金額（千円）
京都市内の 企業への発注					
京都市外の 企業への発注					
その他					
合 計		1 0 0			

(3) 令和5年度

種 別	金額（円）	割合（％）	内 訳		
			発注内容	発注先	金額（千円）
京都市内の 企業への発注					
京都市外の 企業への発注					
その他					
合 計		100			

<様式記入に当たっての注意事項>

- ※ 物品・サービス等の調達、委託など全発注案件が対象となる。
 - ※ 金額欄には、種別ごとの該当案件に係る発注金額の合計額を記載すること。
 - ※ 割合欄には、金額欄に記載した金額が、全種別の合計額に占める割合(%)を記載すること。
 - ※ 内訳欄には、物品・サービス等の金額が大きいものから上位5案件について記載すること。
- 例) ○○購入、○○業務委託

Ⅲ 事業運営に関する計画（施設運営）

1 - (1) 管理運営の基本方針
1 - (2) 利用率向上策
1 - (3) 施設の維持管理

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅲ 事業運営に関する計画（施設の管理・運営）

2 - (1) 職員配置の考え方
2 - (2) 人材確保・育成の考え方
2 - (3) 職員の労働条件 ①就業規則（案）②雇用契約書（案）を任意の様式で添付すること。
2 - (4) サービスの質の確保
2 - (5) 再委託する業務の内容、業者の選定方法
2 - (6) 情報管理

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

2 - (7) 危機管理
2 - (8) 大規模災害等発生時の対応と施設として果たす役割
2 - (9) 社会的責任の遂行

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅲ 事業運営に関する計画（京都伝統産業ミュージアムの管理・運営）

3 - (1) 職員配置の考え方
3 - (2) 人材確保・育成の考え方
3 - (3) 職員の労働条件 ①就業規則（案）②雇用契約書（案）を任意の様式で添付すること。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

3 - (4) 来館者増加策

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

3 - (5) 伝統産業振興策

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅲ 事業運営に関する計画（自主事業の計画）

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅲ 事業運営に関する計画（地域との連携）

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅲ 事業運営に関する計画（その他の取組）

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅳ 経営に関する計画（中長期的な経営方針）

経営方針・経費節減の考え方を記載すること。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

Ⅳ 経営に関する計画（事業収支計画表）

(1) 初年度

ア 収入

[単位：円]

費 目	金 額	内 訳
利用料金収入		
観覧料等収入		
指定管理者の行う事業の収入		
自主事業の収入		
合 計		

※ 利用料金収入は、施設単位（第1展示場、大会議室、駐車場 等）ごとに記入し、内訳欄には、予定している利用料金額と利用件数を記入すること。

※ 観覧料等収入は、観覧料及び特別観覧料の合計を記入し、それぞれの内訳を記入すること。

※ 指定管理者の行う事業の収入は事業ごとに記入し、収入内訳を記入すること。

イ 支出

[単位：円]

費 目	金 額	概 要
人件費		
光熱水費		
消耗品費		
通信費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
納付金		
合 計		

※ 費目名は例であり、必要に応じて変更又は追記を行うこと。

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の内訳を記入すること。

Ⅳ 経営に関する計画（事業収支計画表）

(2) 第8年度

ア 収入

[単位：円]

費 目	金 額	内 訳
利用料金収入		
観覧料等収入		
指定管理者の行う事業の収入		
自主事業の収入		
合 計		

※ 利用料金収入は、施設単位（第1展示場、大会議室、駐車場 等）ごとに記入し、内訳欄には、予定している利用料金額と利用件数を記入すること。

※ 観覧料等収入は、観覧料及び特別観覧料の合計を記入し、それぞれの内訳を記入すること。

※ 指定管理者の行う事業の収入は事業ごとに記入し、収入内訳を記入すること。

イ 支出

[単位：円]

費 目	金 額	概 要
人件費		
光熱水費		
消耗品費		
通信費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
納付金		
合 計		

※ 費目名は例であり、必要に応じて変更又は追記を行うこと。

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の内訳を記入すること。

Ⅳ 経営に関する計画（事業収支計画表）

(3) 第9年度

ア 収入

[単位：円]

費 目	金 額	内 訳
利用料金収入		
観覧料等収入		
指定管理者の行う事業の収入		
自主事業の収入		
合 計		

※ 利用料金収入は、施設単位（第1展示場、大会議室、駐車場 等）ごとに記入し、内訳欄には、予定している利用料金額と利用件数を記入すること。

※ 観覧料等収入は、観覧料及び特別観覧料の合計を記入し、それぞれの内訳を記入すること。

※ 指定管理者の行う事業の収入は事業ごとに記入し、収入内訳を記入すること。

イ 支出

[単位：円]

費 目	金 額	概 要
人件費		
光熱水費		
消耗品費		
通信費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
納付金		
合 計		

※ 費目名は例であり、必要に応じて変更又は追記を行うこと。

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の内訳を記入すること。

Ⅳ 経営に関する計画（事業収支計画表）

(4) 第10年度

ア 収入

[単位：円]

費 目	金 額	内 訳
利用料金収入		
観覧料等収入		
指定管理者の行う事業の収入		
自主事業の収入		
合 計		

※ 利用料金収入は、施設単位（第1展示場、大会議室、駐車場 等）ごとに記入し、内訳欄には、予定している利用料金額と利用件数を記入すること。

※ 観覧料等収入は、観覧料及び特別観覧料の合計を記入し、それぞれの内訳を記入すること。

※ 指定管理者の行う事業の収入は事業ごとに記入し、収入内訳を記入すること。

イ 支出

[単位：円]

費 目	金 額	概 要
人件費		
光熱水費		
消耗品費		
通信費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
納付金		
合 計		

※ 費目名は例であり、必要に応じて変更又は追記を行うこと。

※ 概要欄には、当該費目において使用する内容の内訳を記入すること。

Ⅳ 経営に関する計画（納付額の提案）

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（任意様式）により記載すること。

(京都市公の施設の指定管理者申請用)

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

年 月 日請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使 用 者 名
● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	
● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	
● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	
● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	
● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はあります。

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 ⑩

水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市公の施設の指定管理者申請（以下「管理者申請」といいます。）における、本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の請求については、この手引きをお読みいただき、別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（京都市公の施設の指定管理者申請用）」（以下「証明請求書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、証明手数料（1件350円）持参のうえ、納付証明書の発行窓口へ請求してください（郵送では受付できません。）。

1 納付証明書の提出が必要となる者

京都市に水道の使用者名義を有する者（管理者申請をする者が法人の場合にあっては法人名義のもの、個人の場合にあっては代表者名義のもの）

なお、管理者申請をする者が、京都市内に、事務所又は事業所等（以下「事務所等」といいます。）を有しない場合や、テナント・ビル、マンション等に設置されているため、直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない場合（家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など）には、納付証明書の提出は必要がありません。

2 対象になる事務所、事業所等

京都市内に所在する事務所等で、水道の使用者名義が申請対象になっているもの

なお、京都市内に複数の事務所等を有する場合は、すべての事務所等について納付証明書の提出が必要になります。ただし、工事現場等における臨時栓については、対象になりません。

3 証明請求書の記入に際しての注意事項

- (1) 「あて先」の欄には、請求する営業所名（所管地域の営業所名：別添「京都市上下水道局営業所等一覧」参照）を記入してください。納付証明書の請求先営業所が複数におよぶ場合には請求先営業所ごとに作成し、それぞれの請求先営業所で証明を受けてください。
- (2) 「請求者」の欄には、請求者の所在地、名称及び代表者名（個人の場合にあっては、住所及び氏名）を記入してください。
- (3) 「検針区」、「使用者コード」、「水栓番号」及び「使用者名」の欄には、領収証※又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

※ 領収証の使用場所下部に記載のものが使用者名となります。

4 納付証明書の請求先

- (1) 納付証明書の請求は請求先営業所で行うようにしてください。他の担当営業所での証明はできませんので、ご注意ください。
- (2) 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

5 その他

- (1) 受付期間の後半は、窓口が混雑することがありますので、お早めに請求してください。
- (2) 納付証明請求書の用紙が2通以上必要となる場合は、コピーして使用してください。

京都市上下水道局営業所等一覧

担当地域	検針区の 1桁目	営業所名	所在地	電話番号
東山区・山科区 伏見区の醍醐支所管内	1	東部営業所	山科区柳辻西浦町1番地の11 (八反畑バス停西入ル)	592-3058
北区・上京区 中京区・左京区	2・3 5	北部営業所	左京区高野竹屋町4番地の1 (川端北大路東入ル上ル)	722-7700
右京区・西京区	0・4	西部営業所	右京区太秦安井一町田町14 (右京区役所を東へ約200m)	841-9184
下京区・南区 伏見区(醍醐支所管内 を除く)	6・7 8	南部営業所	伏見区鷹匠町33 (伏見区役所西向かい)	605-2011

- 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上下水道局お客さま窓口 サービスコーナー	南区上鳥羽鉾立町11番地3	672-7770

施設の運営状況等について

1 運営状況

○収入内訳

(単位：千円)

	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R 元年度	平均値
面積稼働率	46.03%	50.8%	36.98%	20.26%	50.71%	40.96%
利用料金収入	583,025	585,627	450,148	437,372	633,132	537,861
その他収入	133,196	129,301	226,801	214,137	107,453	162,178
収入計	716,221	714,928	676,949	651,509	740,585	700,038

○支出内訳

一般管理費	503,341	524,714	500,730	385,365	459,387	474,707
うち人件費	187,113	182,309	169,476	133,003	126,599	159,700
その他支出	75,480	63,108	59,785	232,343	68,112	99,766
支出計	578,821	587,822	560,515	617,708	527,499	574,473
税引前当期純利益	137,400	127,106	116,434	33,801	213,086	125,565

※ 上記の収支決算内訳については、現指定管理者から京都市への納付金による支出額を除いたものである。

(参考) 納付金額

(単位：千円)

	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R 元年度
納付金額	135,000	110,000	90,000	162,500	191,000

2 目的外使用料

現指定管理者が自主事業として実施している「レストラン事業」、「ミュージアムショップ」における令和6年度の使用料は以下のとおり。

- レストラン事業：10,513,398 円
- ミュージアムショップ：5,906,229 円

※ 令和7年度以降の使用料は、固定資産評価額等により変動します。

3 展示場利用者の状況

(1) 利用目的区分別

区分	R5 年度		R4 年度		R3 年度	
	催事件数(件)	催事件数比率(%)	催事件数(件)	催事件数比率(%)	催事件数(件)	催事件数比率(%)
式典・セミナー・集会・商談	130	37.8	132	35.9	102	36.8
趣味・園芸・同人誌	49	14.3	48	13.0	34	12.3
医療・健康・福祉・環境・交通	6	1.7	37	10.1	32	11.5
住宅関連	40	11.6	32	8.7	28	10.1
ブライダル	19	5.5	30	8.2	20	7.2
総合・その他	37	10.8	22	6.0	20	7.2
呉服・和装染織	14	4.1	20	5.4	14	5.1
フェスティバル・物産・観光	22	6.4	17	4.6	13	4.7
衣料雑貨バーゲン	7	2.0	15	4.1	10	3.6
文玩具・教育・書籍	13	3.8	10	2.7	3	1.1
飲食品加工販売	7	2.0	5	1.3	1	0.4
計	344	100.0	368	100.0	277	100.0

区分	R2 年度		R1 年度	
	催事件数(件)	催事件数比率(%)	催事件数(件)	催事件数比率(%)
式典・セミナー・集会・商談	54	36.0	143	38.0
趣味・園芸・同人誌	25	16.7	53	14.1
医療・健康・福祉・環境・交通	2	1.3	6	1.6
住宅関連	23	15.3	25	6.6
ブライダル	4	2.7	25	6.6
総合・その他	14	9.3	32	8.5
呉服・和装染織	6	4.0	26	6.9
フェスティバル・物産・観光	12	8.0	33	8.8
衣料雑貨バーゲン	7	4.7	13	3.5
文玩具・教育・書籍	3	2.0	15	4.0
飲食品加工販売	0	0.0	5	1.4
計	150	100.0	376	100.0

(2) 利用者地域区分別

区分	R5 年度				R4 年度				R3 年度			
	催事件数 (件)	催事件数 比率(%)	利用面積 (千㎡)	利用面積 比率(%)	催事件数 (件)	催事件数 比率(%)	利用面積 (千㎡)	利用面積 比率(%)	催事件数 (件)	催事件数 比率(%)	利用面積 (千㎡)	利用面積 比率(%)
京都府	197	57.3	818	51.5	230	62.5	870	50.3	191	68.9	707	55.2
大阪府	58	16.8	310	19.5	50	13.6	322	18.6	37	13.4	268	21.1
首都圏※	55	16.0	355	22.4	49	13.3	389	22.5	27	9.8	229	18.0
その他	34	9.9	104	6.6	39	10.6	147	8.6	22	7.9	72	5.7
計	344	100.0	1,587	100.0	368	100.0	1,728	100.0	277	100.0	1,276	100.0

区分	R2 年度				R 元年度			
	催事件数 (件)	催事件数 比率(%)	利用面積 (千㎡)	利用面積 比率(%)	催事件数 (件)	催事件数 比率(%)	利用面積 (千㎡)	利用面積 比率(%)
京都府	92	61.3	350	50.1	245	65.2	967	55.9
大阪府	22	14.7	139	19.9	47	12.5	241	13.9
首都圏※	18	12.0	141	20.3	51	13.5	442	25.5
その他	18	12.0	68	9.7	33	8.8	82	4.7
計	150	100.0	698	100.0	376	100.0	1732	100.0

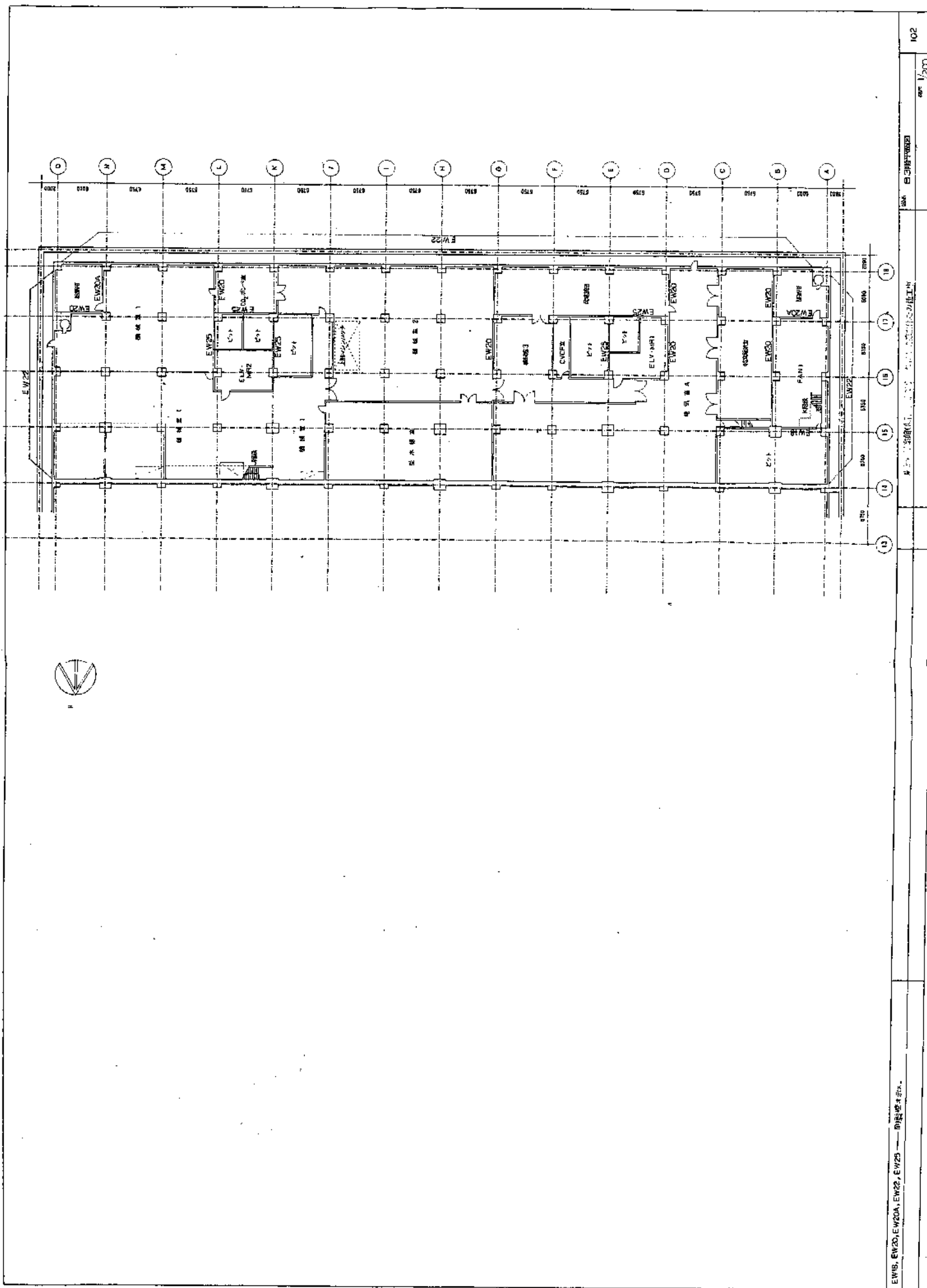
※ 首都圏の範囲は、首都圏整備法及び同法施行令に準ずる。(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県)

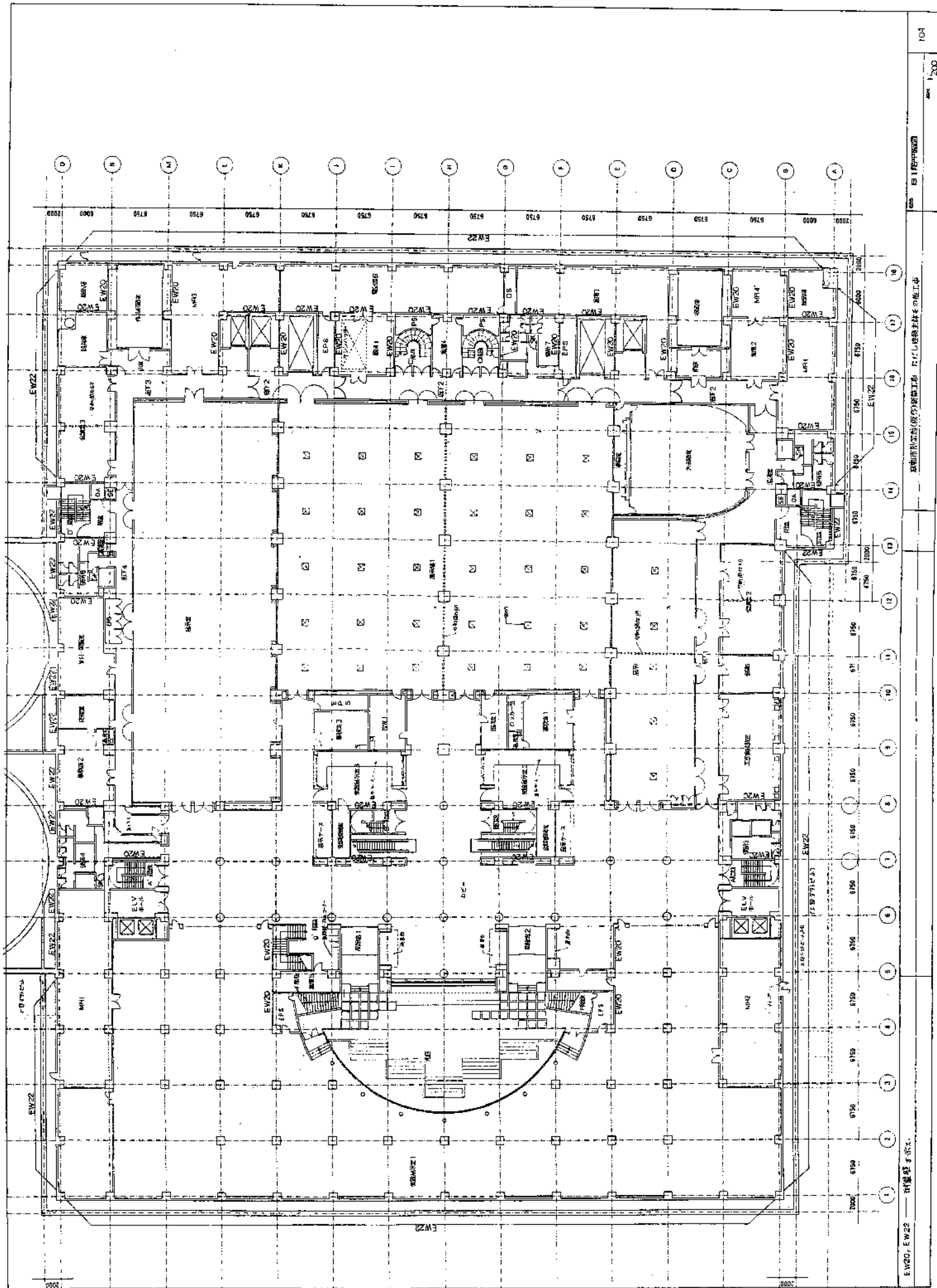
4 京都市勧業館の来館者状況

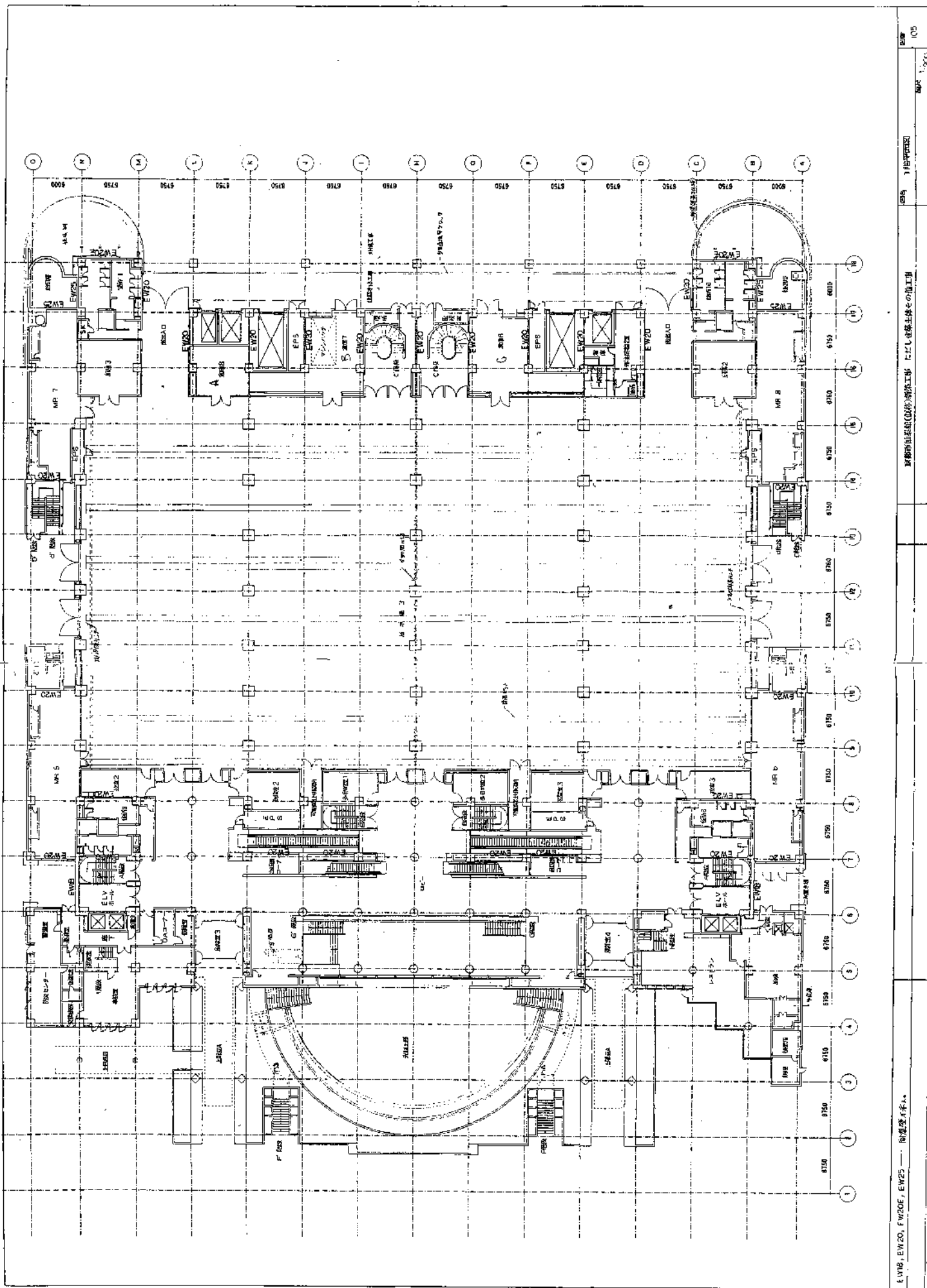
(単位：人)

	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度
来館者数	970,283	900,954	665,024	332,375	1,147,474

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は4月25日から5月31日まで、令和2年度は4月9日から5月31日まで休館。



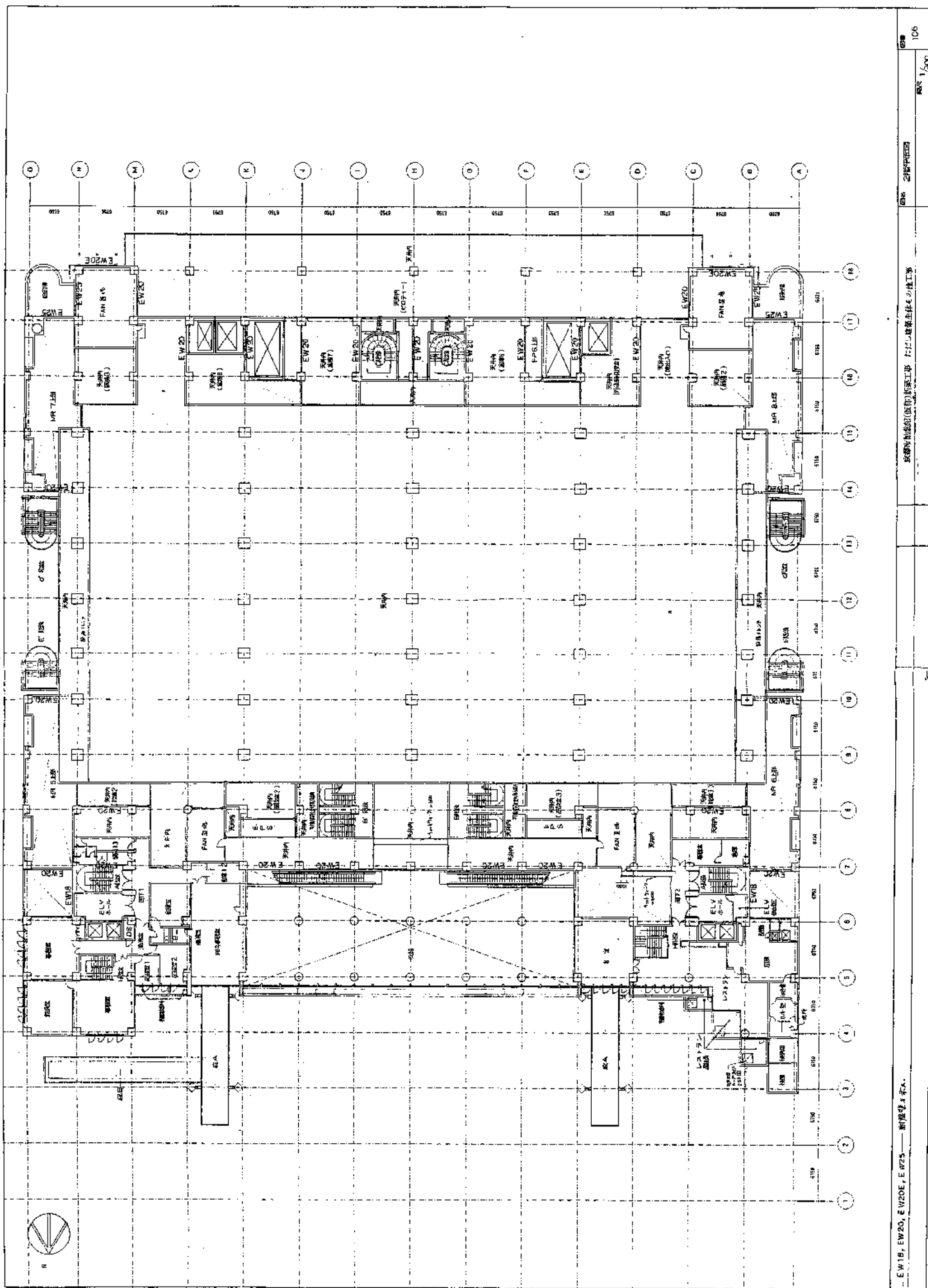




1/1000 新都市山崎地区(仮称)南水工務 土地区画整理工事

新都市山崎地区(仮称)南水工務 土地区画整理工事

62

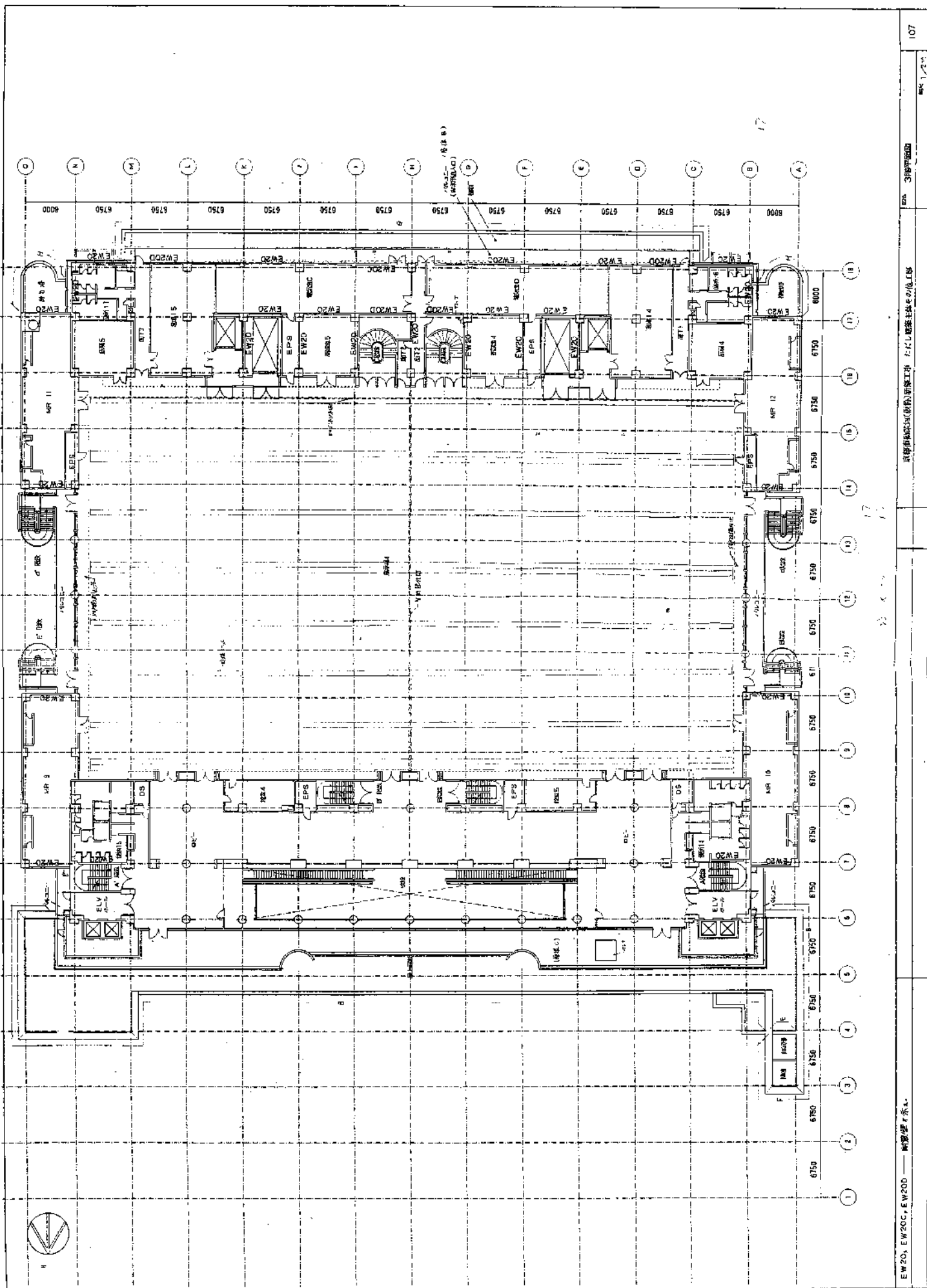


EW18, EW20, EW20E, EW25 新築部分

京都市建築設計事務所 大井 建築士事務所

2014/04/25

106
1/200



E.W.20, E.W.20C, E.W.20D — 建築設計事務所

建築設計事務所(株)建築設計事務所 建築設計事務所

建築設計事務所

